

—地球・愛・環境—



(当組合ホームページ)



2021

—なかのごうの現況—

DISCLOSURE



## なかのぐのちかい

中ノ郷信用組合は創業精神である隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮します。

1. 地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕します。
2. 役職員の創意を尊重し、職場の活性化を図り共感経営の実をあげます。
3. 組合員の共有財である組合基盤の維持と、発展に徹します。

## 目次

なかのぐのちかい	1
令和2年度決算概況とご挨拶	2
SDGsの取組み	3
総代会だより	5
総代のご紹介	7
組織の状況・役員紹介	8
令和2年度決算の概況 健全性(自己資本比率)	9
令和2年度決算の概況 安全性(不良債権)	10
経営姿勢・お客さま本位の業務運営・法令等	11
遵守態勢	
リスク管理態勢	12
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	13
反社会的勢力に対する基本方針	
金融商品に係る勧誘方針	
個人情報保護について	14
障がい等をお持ちの方への取組み	15
「受領証」「預り証」の発行について	
中小企業経営改善及び地域活性化の取組み	16
金融円滑化への取組について	
経営者保証への対応方針	
金融仲介機能のベンチマーク	
CS(顧客満足度)アンケート結果	18
地域密着金融の推進・取組み(トピックス)	19
各店サークル活動等	21
あゆみ	22
財務諸表 貸借対照表	23
財務諸表 損益計算書・報酬体系について	29
確認書・外部監査の状況	31
主要な業務の状況を示す指標	32
預金に関する指標	34
貸出金等に関する指標	35
金融再生法開示債権・リスク管理債権	36
その他業務	39
バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項	40
なかのぐの店舗網	45
営業のご案内	46

※記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## 中ノ郷信用組合の歌

作詞 鐘田 研一  
作曲 大中 寅二

- |  |   |  |
|--|---|--|
| <p>(1) 大震災の しょうどの中に<br/>おいたちし わが中ノ郷<br/>協同の 力と汗に<br/>結ばれて われ人とともに<br/>生くるなり<br/>匂え 輝け さくらのごとく<br/>誇りに満ちて 進み行かん</p> | <p>(2) 理想に燃えて 先駆者達が<br/>けむり濃き ロッチデールに<br/>かかげたる 灯は受けつがれ<br/>共栄の組織とこころ<br/>ここにあり<br/>歌え 踊れよ 男子も女子も<br/>たかいに手をとって 進み行かん</p> | <p>(3) 平和と愛の 協同社会<br/>築かんと 願うこころの<br/>とうとさよ みちは一すじ<br/>そこにあり 団結 貯蓄<br/>相互扶助<br/>叫べ 働け 戦士のごとく<br/>荒波こえて 進み行かん</p> |
|--|---|--|

## 令和2年度決算概況とご挨拶

第93期通常総代会が6月18日(金)本店4階ホールにて開催され、令和2年度事業報告書報告並びに貸借対照表・損益計算書・剰余金処分及び令和3年度事業計画・収支予算が承認されましたことを、ここにご報告申し上げます。

さて、2020年の世界経済は、10月以降に新型コロナウイルス感染拡大が世界中で加速したため、欧米での都市封鎖などによってヒトやモノの流れを規制した結果、深刻な経済活動の停滞を招くこととなり欧州をはじめ米国や中国でも実質GDP成長率は大きくマイナスとなりました。そのため、各国の中央銀行はコロナ危機で落ち込む経済を支えるため、大規模な財政出動や金融緩和策を積極的に推し進め、政策対応や経済活動を段階的に再開し、2020年末頃から先進国を中心にワクチン接種も始まったことから景気は緩やかに回復基調を示しており、IMF(国際通貨基金)が公表した2021年の世界経済見通しは実質GDP成長率6.0%となりましたが、新興国を中心に拡大している変異型新型コロナウイルスの感染拡大によっては世界経済は再び減速する可能性もあり、予断を許さない状況です。



また、わが国においても新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、2020年4月には緊急事態宣言が発令され、5月には内閣府の「景気ウォッチャー調査」でも各判断指数が統計開始以来最低を記録するなど日本の実質GDPは前期比で大きく落ち込みました。しかし、中国や欧米向けの輸出を中心に改善がみられ、国内需要も政府の資金繰り支援や特別定額給付金等の効果が個人消費を支えたことで景気は徐々に持ち直していた矢先、2021年4月に新型コロナウイルスの感染が再拡大し、3回目の緊急事態宣言が発令され日本銀行は消費者物価の見通しを下方修正しました。ワクチン接種を進め感染拡大を早期に抑制することが、2021年度の日本経済回復に繋がると考えます。

このような厳しい経営環境下に於いて、当組合はお客様の事業状況や成長性を見込んだ事業性評価に基づく金融支援を通じて、地域経済の活性化へ資金を供給することで基本理念である地域最良の金融機能の発揮と「なかのごうSDGs」宣言を実現します。

(1) 自己資本比率	14.24% (国内基準4.0%)	(2) 自己資本額	16,759百万円
(3) 当期純利益	582百万円	(4) 出資配当金	年3%の割合
(5) 預金積金残高	191,871百万円	(前年対比)	11,910百万円増加
(6) 貸出金残高	88,980百万円	(前年対比)	7,311百万円増加

当組合は、地域に根差し、地域に暮らす皆様の生活に溶け込む「真の地域密着」の実践により、信用組合の原点である「地域に必要とされる地域のための金融機関」として、組合員の皆様をはじめ地域のお客様の声に真摯に耳を傾け、一緒に寄り添いながら、事業の課題解決と生産性向上のためのお手伝いを役職員一体となって努めて参ります。今後とも、皆様の変わらぬご支援と更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

中ノ郷信用組合

理事長 吉川 洋之

### 経営方針

1. 組合員、お客様のニーズを満たす、地域に根差した、金融機関を目指します。
2. 組織の活性化を行い、経営管理(ガバナンス)態勢の強化に努めます。
3. 収益力を強化して、自己資本の充実に努めます。
4. 健全性を強化して、資産内容の充実に努めます。



## 中ノ郷信用組合「SDGs宣言」

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳に参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標」です。基本理念である「誰一人取り残さない」を目的に世界共通の17分野の目標（ゴール）とそれを達成させるため169項目の具体的目標（ターゲット）から構成され、2030年を期限に貧困の根絶や格差是正、環境保護、働きがい等の世界的優先課題に取組み、持続可能な社会の実現を目指すものです。

中ノ郷信用組合は、「隣人愛による相互扶助を基調に、役職員の全力を結集して、地域最良の金融機能を発揮し、地元の豊かな街づくり、組合員の幸せづくりに奉仕する」の創業精神のもと、金融業務に止まらず地域経済の活性化のため、環境、文化・教育、福祉、防犯など、さまざまななかたちで地域社会の発展に取り組んでいます。

当組合の取組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念と合致するものであり、今後さらに取組みを強化して地域社会の持続的成長に寄与することを宣言します。

令和2年10月1日  
中ノ郷信用組合  
理事長 吉川 洋之

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 中ノ郷信用組合「SDGs」への具体的取組み

## 1.地域経済の活性化



- 事業性評価に基づく融資・支援推進
- 創業支援のための融資取組み及び地域クラウド交流会の共催
- 事業支援・経営改善に向けた経営相談の実施～東京都中小企業再生支援協議会、中小企業診断士との連携
- 財務・税務コンサルティングサポート～TKC東・東京会との連携
- 事業承継のための支援取組み～東京都信用組合協会、東京商工会議所、日本政策金融公庫との連携
- 「しんくみ食のビジネスマッチング展」による販路開拓支援
- 「新現役交流会」による人材マッチングの取組み
- 不動産業者・建設業者とのビジネスマッチングによる連携
- 新型コロナウイルス感染症拡大に対する積極的な金融支援

## 2.地域社会への貢献



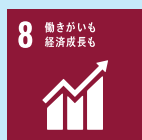
- 子育て世代の方向けの応援積金「みらい」の取扱い推進ならびに子育て支援ローン・教育ローンの取扱い推進
- 認知症サポーターの育成
- 年金相談会の開催
- 年金受給者の方向けの「すみれ定期預金」の取扱い推進
- 視覚障がい者の方にも対応したATMの設置
- 地域行事への参加、店舗周辺の清掃活動、「こども110番」の実施
- 店舗のホール・会議室の無料貸出
- 振込め詐欺・カード詐欺被害の未然防止への取組み
- マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の高度化
- 献血運動への参加
- 「しんくみピーターパンカード」に基づく寄付金贈呈

## 3.環境保全に対する取組み



- 環境認証制度(エコアクション21)の全店舗取得
- 環境配慮型金融商品「エコ定期預金」、「エコローン」の取扱い推進
- 環境配慮型店舗の導入、LED照明への切替促進
- 環境配慮型通帳の導入実施
- クールビズの実施

## 4.人材育成への取組み



- プロセス評価の導入を含めた人事考課制度の見直し
- 各種資格取得・検定試験に向けた奨励・支援ならびに内外研修への参加・実施

## ◇第93期通常総代会のご報告

第93期通常総代会は令和3年6月18日（金）午後4時より、本店4階ホールにて開催されました。総代現員211名中、出席210名（本人出席70名、委任状出席140名）、欠席1名にて総代会が成立し、開会が宣言され、理事長挨拶に続いて議長選出、下記議案が説明審議を経て承認されましたことをご報告申し上げます。



### 【報告事項】

令和2年度事業報告書報告の件

### 【決議事項】

- 第1号議案 令和2年度貸借対照表、損益計算書、及び附属明細書承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第2号議案 令和2年度剰余金処分案承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第3号議案 令和3年度事業計画案及び業務計画・収支予算案承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 総代選挙規程改訂の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第5号議案 定款一部変更の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第6号議案 役員任期満了による改選の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第7号議案 役員退任に伴う退職慰労金贈呈の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第8号議案 組合員除名の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

# 総代会の仕組み(役割)

## ◇総代会制度について

信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、「総会」を通じて組合の経営に反映することとなります。この「総会」は法律で定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができる、組合の最高の意思決定機関です。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数(200人)をこえる組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、中ノ郷信用組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

## ◇総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款、及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

### (1) 総代の選出方法

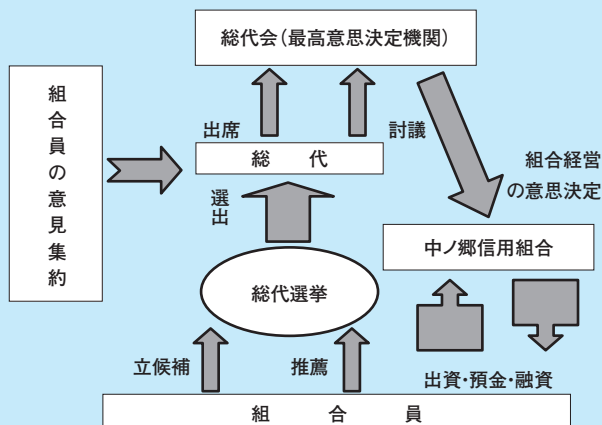
総代は組合員であること、かつ定款第16条で定める組合員の除名事項に該当していないことが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

### (2) 総代の任期・定数

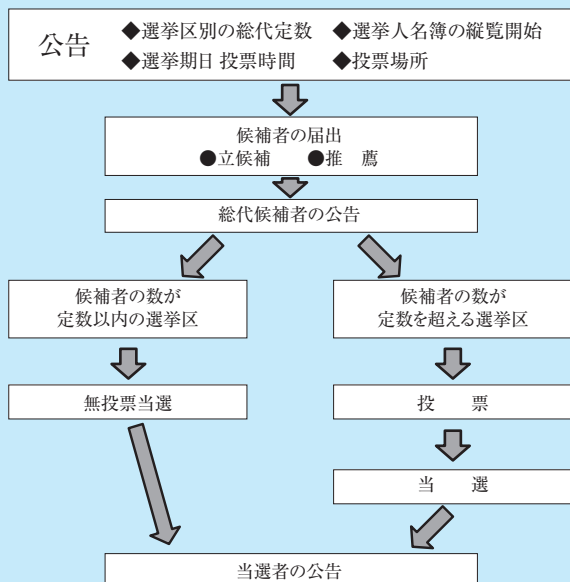
定款第30条の2,3の規程により、総代の任期は3年、総代の定数は180人以上220人以内となっております。なお、当組合は選挙区を17の区に分け、総代の選出を行っています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

(令和3年3月31日現在の組合員総数は41,093人です。)



当組合では、総代会に限定することなく、組合員アンケートや組合員懇話会、異業種交流会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## ◇総代選挙までの手続き

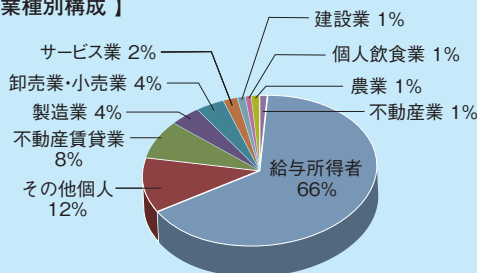


## ◇総代会の地区別定数

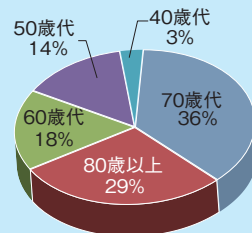
選挙区定数			
選挙区称	該当地区		定数
第1地区	本店	取引組合員	40名
第2地区	寺島支店	取引組合員	18名
第3地区	滝野川支店	取引組合員	15名
第4地区	大森支店	取引組合員	10名
第5地区	葛飾支店	取引組合員	18名
第6地区	鐘ヶ淵支店	取引組合員	9名
第7地区	石原支店	取引組合員	10名
第8地区	堀切支店	取引組合員	14名
第9地区	立花支店	取引組合員	13名
第10地区	南小岩支店	取引組合員	8名
第11地区	立石支店	取引組合員	10名
第12地区	新小岩支店	取引組合員	5名
第13地区	小石川支店	取引組合員	17名
第14地区	江戸川橋支店	取引組合員	14名
第15地区	板橋支店	取引組合員	8名
第16地区	三崎町支店	取引組合員	6名
第17地区	京橋支店	取引組合員	5名
		定数合計	220名

## ◇総代各位の業種別・年齢別構成(令和3年5月31日現在)

### 【総代業種別構成】



### 【総代年齢別構成】



### 【組合員の推移】

区分	令和元年度	令和2年度
個人	37,201	36,745
法人	4,278	4,348
合計	41,479	41,093

# 総代のご紹介

敬称略(令和3年6月18日現在・総数211名 五十音順)

## 第一区(本店)

37名

石井嘉一郎◆ 稲垣金太郎◆ 井上 章◆ 上原 允予◆ 大越 哲男◆ 大庭 一之① 加藤 肇◆ 川崎 由子◆ 後藤 守宏◆  
小林 房男② 五月女利夫◆ 佐藤 誠◆ 島田 和幸◆ 高田 義康◆ 高野 智仁① 田中 隆① 西野 健一◆ 田辺 政行②  
塚越 稔◆ 出口 純一◆ 寺内 幸雄◆ 徳野 義雄◆ 外山 和男◆ 長嶋 武男③ 中村 信雄② 花野井基夫◆ 原間井祐司③  
樋口 昌利② 藤田 正興① 古澤 孝修① 細田 歌子◆ 松井 辰弘③ 南澤 清隆◆ 宮崎 宗次◆ 茂木フミ子◆ 吉村 章②  
吉村 公男①

## 第二区(寺島支店)

15名

石田 博保◆ 岩井 保王② 大島 敏雄② 大塚 亨③ 鎌田 晶夫① 木原 淳雅③ 小池 百泉◆ 佐藤 志郎② 杉森 廣久◆  
豊岡 勉② 平林 貞夫◆ 松本 孝次② 村田 憲一③ 蒔田 邦治④ 森野 清孝◆

## 第三区(滝野川支店)

15名

大川 薫④ 大芝 弘治③ 大谷 清◆ 小田眞二郎◆ 小川 洋子① 上村 保◆ 金子 康明① 篠原 嗣夫② 清水 拓③  
清水 徳幸① 千葉 善愛◆ 羽田二思子◆ 原田 聖子◆ 原田 三上智恵子◆ 牟禮 修◆

## 第四区(大森支店)

10名

飯合佐代子② 糟谷 利章◆ 加藤 精一② 加藤 秀与① 幾世永 宏◆ 渋沢 隆司◆ 滝内満貴子① 福田 説子③ 増田 一雄①  
山崎 秀矩◆

## 第五区(葛飾支店)

17名

青山 博光③ 江澤 平八◆ 荻野 和映◆ 日下部幸男③ 熊木 寛② 佐竹 芳武◆ 嶋田 貫一◆ 鈴木 稔也② 出口 伸幸①  
西村 芳◆ 芳賀 康行◆ 浜崎 浩人③ 橋本 朝夫◆ 馬場修一郎◆ 引本 利生③ 嶋田 二葉 晃司② 八木 次雄◆

## 第六区(鐘ヶ淵支店)

9名

加藤 武平◆ 川島 章禧④ 関口 慶治◆ 高橋 昭雄③ 戸田 好昭③ 深沢 貞夫◆ 法量 洋③ 村松 賢二◆ 山下 弘◆

## 第七区(石原支店)

10名

井上 巖④ 栗原 征也② 高木 利夫◆ 富田 昭二◆ 成田 正勝◆ 林 英俊④ 堀 政孝◆ 松本 良一◆ 安沢 吉昭◆  
山本宇一郎◆

## 第八区(堀切支店)

14名

青島 裕◆ 宇田川芳男◆ 金杉 源市◆ 久下 保雄◆ 越家 輝雄◆ 坂本 浩成◆ 桜井 昇◆ 佐々木晃昭◆ 高橋 一郎◆  
津野田 博◆ 濱中 英男◆ 一杉 昌宏① 柳原 弘文◆ 吉田 和重◆

## 第九区(立花支店)

13名

阿部 勲夫◆ 飯田 一男② 飯塚 一夫① 一松 紀行◆ 岩澤 宏太① 宇田川裕高② 神戸 要一◆ 君島 耀子③ 柴原 裕子②  
戸部幸太郎◆ 松沢 隆正◆ 松村 昌幸① 吉住 巖◆

## 第十区(南小岩支店)

8名

阿部 昇◆ 大類 次郎◆ 白鳥 征巳◆ 中村 宏◆ 長島 正③ 平林 きよ① 水上 昇② 村田 清一①

## 第十一区(立石支店)

9名

藺草 学② 石井 伸征① 入江 生夫③ 田畑 英哉◆ 成澤裕喜男◆ 仁ノ平昌彦② 深澤 範男◆ 増田 唯之◆ 森田 政雄◆

## 第十二区(新小岩支店)

5名

遠藤 正浩① 小山 信光◆ 古川 直② 矢島 和夫① 山下 俊彦◆

## 第十三区(小石川支店)

17名

岩井 良夫④ 宇佐美誠三④ 薄井 士郎④ 岡部 幸司② 奥山 裕一① 木村 秀政① 武 みゆき① 常川 和勇④ 中村 忍④  
中村 英二① 名古屋悦行④ 原 武久④ 日座 功④ 星野 一男④ 松本 彦造④ 三好 裕司② 矢野 剛④

## 第十四区(江戸川橋支店)

14名

淡路 茂雄④ 猪野 英二④ 今枝 秀一② 北原 暁彦④ 小関 善達④ 島田 和夫④ 田中 靖博④ 西澤 泉④ 野村 裕幸①  
松崎 英夫④ 松村 辰夫④ 安井 彰④ 若木 久男① 渡辺 正男④

## 第十五区(板橋支店)

7名

池田 登③ 小澤 雅昭① 金井 務④ 北爪 紀久④ 小松 康悦④ 水落 千二④ 吉澤 健③

## 第十六区(三崎町支店)

6名

池田三勇四④ 石坂 善久① 奥山 恵一① 中村 千尋④ 萩原 尚弘④ 山岡 総一④

## 第十七区(京橋支店)

5名

白倉 勲④ 北見 芳夫④ 橋本 勝政④ 堀江 周司④ 松澤 清③

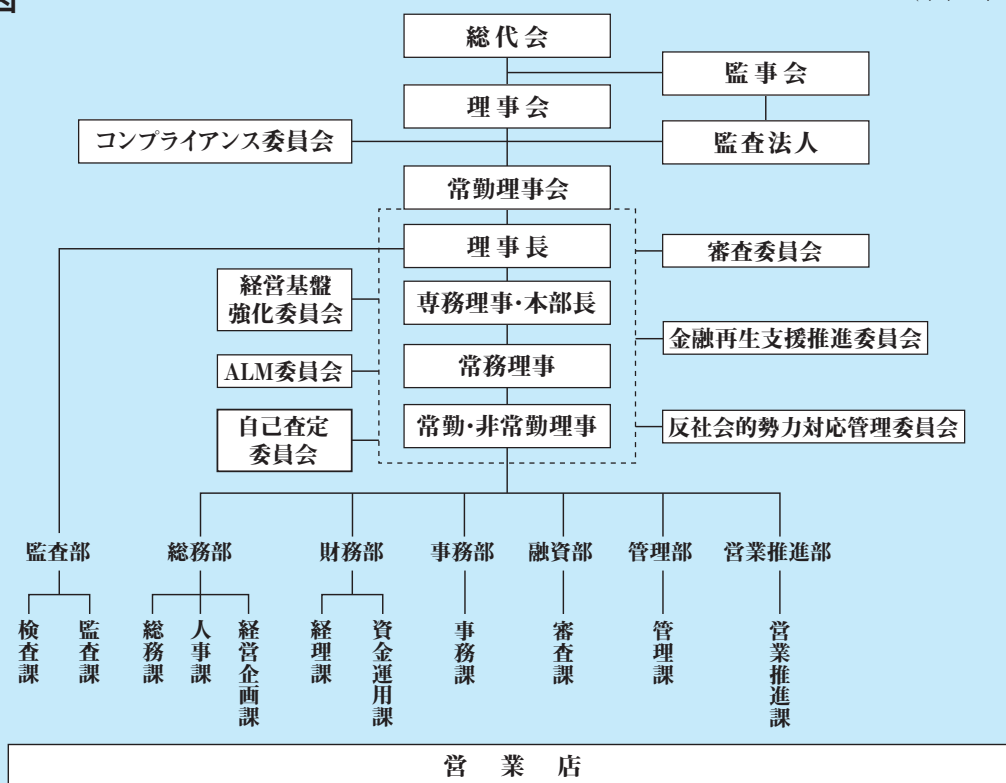
(注)氏名の後に就任回数を丸数字で記載しております。 就任回数が5回以上の場合は◆で示しております。



# 組織の状況

## 組織図

(令和3年6月18日現在)



## 役員紹介

(令和3年6月18日現在)



非常勤理事 西山 真一  
 常勤理事 本店長 須田 信広  
 常務理事 総務部長 菊地 芳重  
 常勤理事 監査部長 多田 道明  
 常勤理事 融資部長 芦田 浩  
 専務理事 本部長 渡辺 勉  
 理事長 吉川 洋之



常勤監事  
長川 康一



非常勤監事  
葭葉 裕子



非常勤監事  
(員外監事)  
宮本 克己

### ●退任役員の紹介

石毛 康則 常務理事 平成25年6月より常勤理事に就任され8年間務められました。

※職員出身者以外の理事登用は、ガバナンスの面や信用組合運営上、また、仕組みとしても有益ですが、現在、当組合には在籍者がおりません。今後、登用すべく努力することとしております。

# 令和2年度決算の概況(健全性)

## 金融機関の健全性は自己資本比率の高さにあります。

●自己資本額は16,759百万円で前年対比330百万円増加しております。

自己資本比率は、金融機関の健全性・安全性を示す代表的な指標であるといわれていますが、令和2年度の実績は14.24%となり、国内で営業を行う金融機関に求められる基準である4%に対し3.5倍の比率となっており、健全性の高さを維持しております。当組合は今後も堅実経営に徹し、内部留保に努め、自己資本の充実に取組んでまいります。

図1 自己資本比率の推移

単位：%

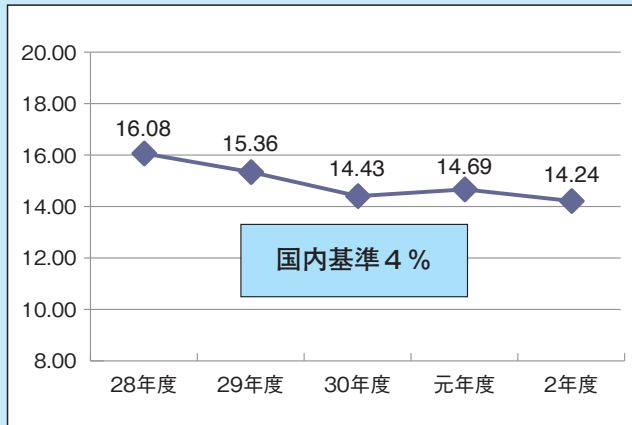


図2 自己資本額の推移

単位：百万円



## 主な経営指標

主な経営指標	令和元年度	令和2年度
自己資本額	16,429百万円	16,759百万円
自己資本比率	14.69%	14.24%
業務純益	650百万円	590百万円
実質業務純益	650百万円	569百万円
コア業務純益	433百万円	567百万円
経常利益	888百万円	680百万円
当期純利益	770百万円	582百万円

図3 業務純益の推移

単位：百万円

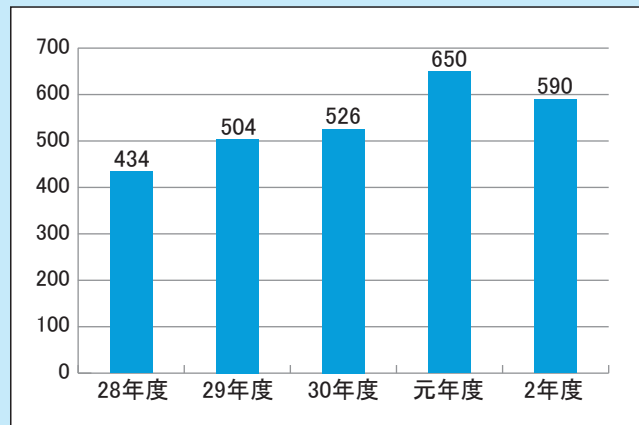


図4 経常利益の推移

単位：百万円

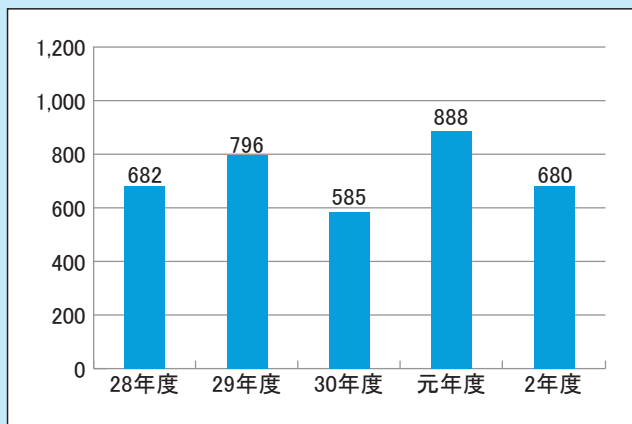
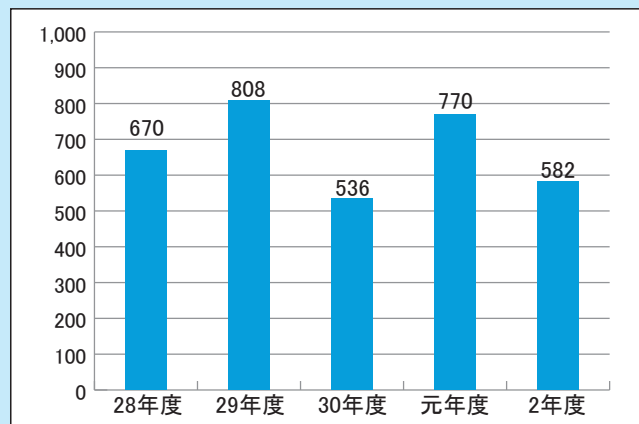


図5 当期純利益の推移

単位：百万円



# 令和2年度決算の概況(安全性)

## 1. 不良債権(金融再生法開示)

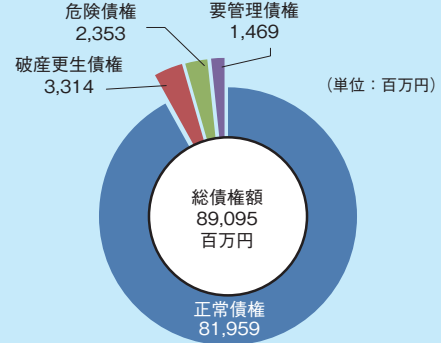
不良債権額は前年比3.4億円減少し、不良債権比率は1.14ポイント改善する結果となりました。

### ● 金融再生法による債権区分

単位:百万円

区 分	債 権 額	構 成 比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,314	3.72%
危 険 債 権	2,353	2.64%
要 管 理 債 権	1,469	1.65%
不 良 債 権 計	7,136	8.01%
正 常 債 権	81,959	91.99%
合 計	89,095	100.00%

### ● 金融再生法開示債権額

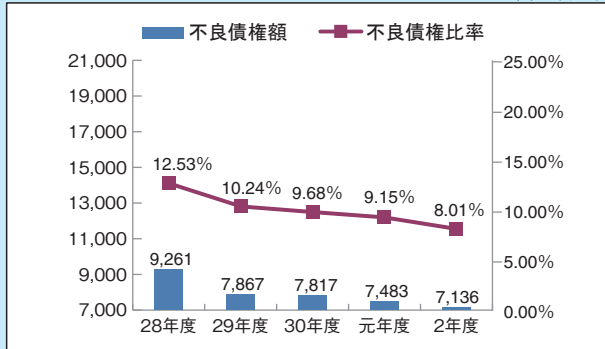


不良債権額(金融再生法開示債権)は前年比約3.4億円減少し、71億円となりました。不良債権比率は下図(左)のように、前年比1.14ポイント改善の8.01%になりました。不良債権比率は、経営の健全性保持の観点から引き下げに努めているところですが、地域金融機関として、お取引先企業1先ごとに、支援・再生を念頭に置き対応させていただいております。

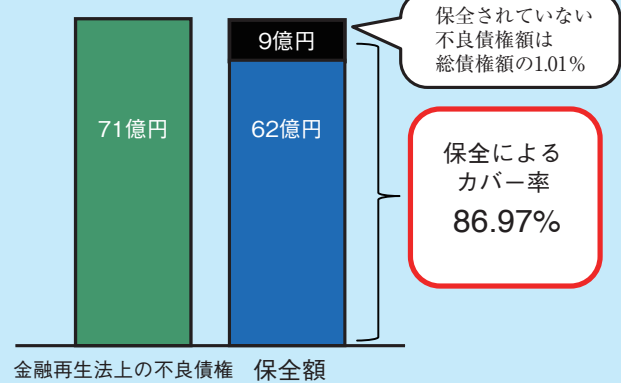
なお、当組合の不良債権は、不動産担保・優良保証・引当金などで保全が図られており、そのカバー率は86.97%と高い水準となっております。地域金融機関の使命として、お取引先の経営改善支援や事業再生のお手伝いを粘り強く推し進めながら、引き続き不良債権の削減に努めてまいります。

### ● 不良債権の推移(金融再生法開示債権)

単位:百万円



### ● 不良債権の保全状況



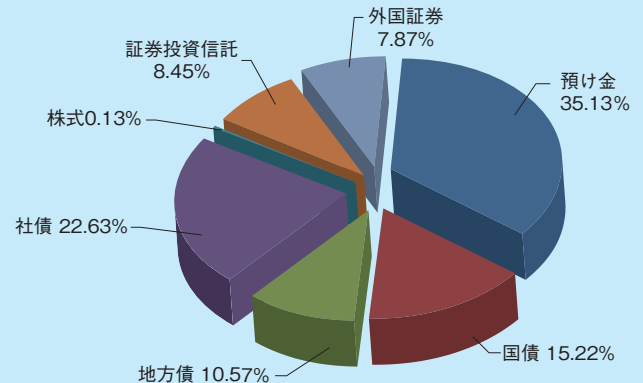
## 2. 余資運用

有価証券等の余資(1,213億円)運用にあたっては、リスク分散を基本とし、売買益を追求せず、利息・配当金による安定的な収益確保を目指し、安全性を重視した運用構成としております。

単位:百万円 構成比

預 け 金	42,631	35.13%
有 価 証 券	78,724	64.87%
国 債	18,477	15.22%
地 方 債	12,824	10.57%
社 債	27,466	22.63%
株 式	153	0.13%
証券投資信託	10,257	8.45%
外国証券	9,545	7.87%
その他の証券	-	0.00%
合 計	121,355	100.00%

### 余資の運用割合



備考)「預け金」の預け先は、全国信用協同組合連合会、(株)みずほ銀行、商工組合中央金庫で、預金構成は定期性預金366億円、比率85.95%、流動性預金59億円、比率14.05%です。又、余資の運用に含まれない「現金」保有は26億円です。

# 経営姿勢

相互扶助を経営理念とし、地域組合員のニーズに応え、健全経営に徹します。

- 「創業精神」である隣人愛による相互扶助を経営理念とし、創業以来一貫した経営を行っております。
- 金融機関としての社会的責任と公共的使命を念頭に、法令等遵守態勢の充実、経営管理態勢の強化、リスク管理態勢の整備に努めます。
- 組合員相互による相互扶助の精神に基づき「共同事業を行うための組織」とし地域経済活動の促進と組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とします。
- 地域、取引先企業に対する経営相談・支援機能を強化し、経営改善支援に向けた取組みを継続推進し、健全経営に徹します。
- 組合員の共有財である組合基盤の維持と発展に徹し、地域の組合員と関連する人々のために利便性の向上を図ります。
- 人と人とのつながりを大切に考え、各種相談会、サークル活動、ロビー展示、ホールの開放、グルメ会、異業種交流会を含む懇話会の開催等は組合員の福利厚生活動の一環であり、信用組合の特性発揮と考えています。地域組合員のニーズに応え、「顧客志向」の視点での具体的な「顔の見える活動」を重視し、実行します。
- 総代会の運営、総代選出手続きの透明性の向上、組合員の意見を反映させる取組み、職員出身者以外の理事登用にに向けた努力等により、透明性の高い組織運営の確保やガバナンスの一層の充実を図ります。
- 当組合は常勤役員の兼職、役員との関連先、子会社などはありません。
- 当組合の融資の基本は、非大口化と、業種に偏らないリスクの分散にあると考えています。また、法令に定める大口信用供与限度額は、自己資本額(16,759百万円)の25%(4,189百万円)以内で、該当する貸出金はありません。

## お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当組合は、創業精神である「隣人愛による相互扶助」を基調とする「地域に必要とされる地域のための金融機関」を標榜し、地域に根ざし、地域に暮らしのお客さまのために、より充実した地域金融機能を発揮することを基本理念としてまいりました。この基本理念を更に推進させ、お客さまの目線に立った良質なサービスをご提供するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定めています。

当組合は、この基本方針を全従業員で共有・実践し、より一層、お客さまに信頼され、必要とされる地域金融機関を目指して業務運営に取り組んでまいります。なお、この基本方針は必要に応じて見直しを行い、当組合ホームページにて公表いたします。

### 1. お客さまにとっての最善の利益の追求

- (1) 当組合は、投資信託・デリバティブ商品・保険商品等のお客さまに損失を与える可能性のあるリスク商品は取り扱いしません。  
※リスク商品とは、金利や為替の変動等により元本割れとなる可能性のある商品をいいます。
- (2) 各種預金については、お客さまが安心して安定的な資産運用・資産形成ができるよう、お客さまのご意向をお伺いしながら、商品のご提供に努めます。
- (3) ご融資に際しては、誠実かつ公正な姿勢を順守しながらお客さまからのご相談に真摯に向き合い、お客さまがご納得いただけるご融資に努めます。
- (4) お客さまからのご質問、ご相談、苦情については、迅速かつ誠実にお応えするとともに、今後の業務運営に活かしてまいります。

### 2. お客さまの立場に立った情報提供

- (1) お客さまがご利用される金融商品や各種サービスについては、その内容、取引条件、必要書類、その他重要な情報に関して、お客さまが十分にご理解いただけるよう、分かりやすく丁寧に説明致します。
- (2) お客さまにご負担頂く各種手数料やその他の費用については、ホームページやディスクロージャー誌にて分かりやすく最新の情報を開示するほか、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めます。

### 3. お客さま本位の業務運営のための態勢整備

- (1) お客さま本位の業務運営をより推進するために、役職員全員が高度なコンプライアンスを保持するとともに、様々な研修や各種資格取得奨励等の自己啓発によりコンサルティング能力の高い職員の育成に取り組みます。

## 法令等遵守態勢

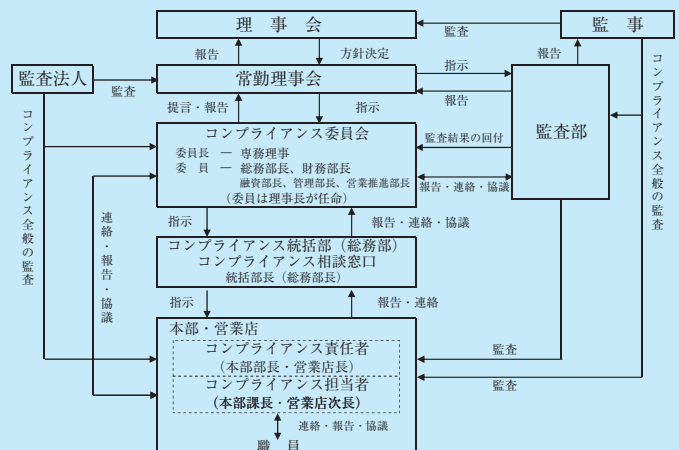
### ◇コンプライアンスに対する基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、社内諸規程の遵守を通じて、社会的規範を免脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図る。
- (3) 当組合の事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 役職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き地域の隣人」として自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除する。

### ◇法令等遵守への取組み

法令等遵守(コンプライアンス)の重要性については、経営トップより、各種会議、当組合の機関誌等を通して継続的に周知徹底を図っております。コンプライアンス委員会は年度毎に法令等遵守の推進計画を立案し、経過及び結果は常勤理事会・理事会に報告し、チェックを受けております。また、本部・営業店のコンプライアンス担当者を推進委員としてコンプライアンス勉強会を毎月実施し、日常の職場教育とあわせ、法令等遵守の重要性を認識させております。

コンプライアンス体制図



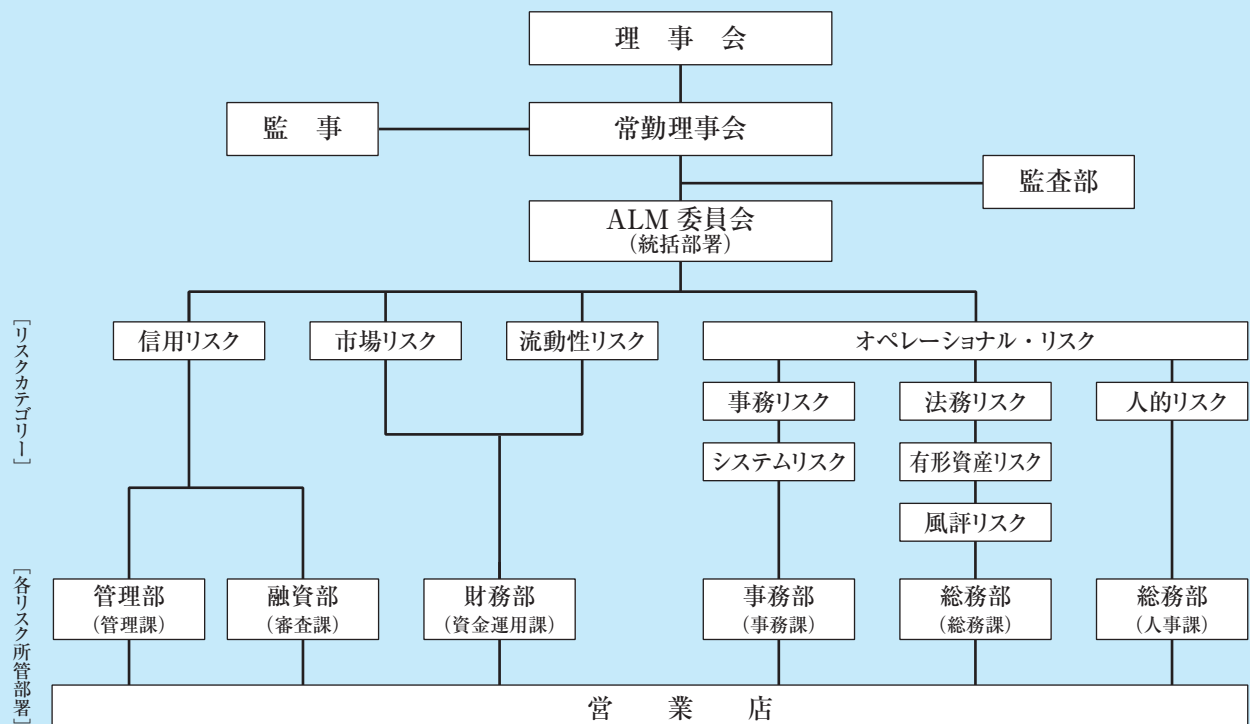
# リスク管理態勢

## ◇リスク管理に対する基本方針

金融の自由化・国際化等の進展により、金融機関業務はますます多様化、複雑化しており、それに伴い信用リスク、市場リスク、流動性リスクやオペレーショナル・リスクを中心に直面するあらゆるリスクを総体的に捉え、金融機関に健全な経営基盤の確保を求めており、各種リスクを従来以上に的確に把握・分析し厳正に管理して健全性を確保することは信用組合経営上、不可欠なものとなっています。当組合では、このような観点から経営の重要性に鑑み、様々なリスク管理を行うために、ALM委員会を主管部署として「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」を制定し、態勢の整備を図っています。

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、融資にあたって貸出資産の健全化・良質化を維持するため、融資の決定は規程に基づいた審査態勢により違反や独断決定を防止し、業種に偏らず小口融資に徹することで資産管理の強化を図っています。	
市場リスク	金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し当組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、ALM委員会を定期的に開催し、金利リスク、為替リスク、株式リスク等についてリスクの計算及び分析を行うと共に、統合的リスク管理を配賦されたリスク資本の範囲内に、リスクをコントロールする等の安定的な収益確保とリスクの管理を図っています。	
流動性リスク	運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当組合が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引が出来なかつたり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。当組合では、調達資金と運用のバランスを保ち、効率的な資金運用を図っています。	
オペレーショナル・リスク	当組合の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク等で下記に列挙したリスクをいいます。当組合では、様々なリスク管理に対応するように、管理態勢及びチェック態勢等を明確にし、適切に管理する態勢の整備を図っております。	
	事務リスク	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当組合が損失を被るリスクをいいます。
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当組合が損失を被るリスクをいいます。
	法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により当組合が損失・損害を被るリスクをいいます。
	人的リスク	役職員の人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシュアルハラスメント等)により当組合が損失を被るリスクをいいます。
	有形資産リスク	災害その他の事象により、当組合の保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。
風評リスク	当組合が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。	

## リスク管理体制図



# 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

## 【苦情処理措置】

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。

- 窓 口:中ノ郷信用組合 総務部
- 受 付 日:月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
- 受付時間:午前9時～午後5時
- 電 話:03-3622-7131

- 住 所:〒130-0005 東京都墨田区東駒形4-5-4

なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

(ホームページアドレス <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp/>)

## 【紛争解決措置】

- ・東京弁護士会 紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
- ・第一東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3595-8588)
- ・第二東京弁護士会 仲裁センター(電話:03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記中ノ郷信用組合総務部または東京地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者のご希望を聞いた上で、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ②現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京地区しんくみ苦情等相談所 (一般社団法人 東京都信用組合協会)	しんくみ相談所 (一般社団法人 全国信用組合中央協会)
住 所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5
電 話 番 号	03-3567-6211	03-3567-2456
受 付 日	月曜日～金曜日 (祝日及び金融機関休業日を除く)	月曜日～金曜日(祝日及び金融機関休業日を除く)
受 付 時 間	午前9時～12時、午後1時～5時	午前9時～午後5時

○保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話:03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぱADRセンター(電話:0570-022808)

# 反社会的勢力に対する基本方針

私ども中ノ郷信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関との連携  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断  
当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。
4. 有事における民事と刑事の法的対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止  
当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

# 金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および契約締結の目的に照らして、適正な情報の提供と商品の説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

# 個人情報保護について

## 【個人情報保護宣言】

当組合では、個人情報保護及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、又は、各店舗の窓口等に掲示、もしくは備え付けることにより、公表します。

### 1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を、別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

### 2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

### 3. 個人データの第三者提供

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

### 4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データ及び個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

### 5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

### 6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

### 7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

#### (1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

#### (2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

#### (3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。

#### (4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクトマーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

### 8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務部 TEL 03-3622-7131 FAX 03-3622-6367

ホームページ <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp/> 『ご意見・お問い合わせ』より

# 障がい等をお持ちの方に配慮した取組みについて

当組合では、障がい等をお持ちの方に配慮し、下記の取組みを行っておりますのでお知らせいたします。

## 1. 現在の取組状況

○視覚障がい者の方に対応したATM(ハンドセット方式※)を17店舗に設置しております。

※ハンドセット方式とは、音声ガイダンスに従い、テンキーが付いた電話受話器(ハンドセット)のテンキーを入力することで、取引手続を行うことができる機能が付いたATMです。

○自筆が困難な方から代筆依頼があった場合の対応について規程を定めております。

預金取引	代筆の際は代筆者として当組合職員のみを認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。
融資取引	代筆の際は代筆者としては同行推定相続人を認めており、複数の職員が関与すること、自筆困難な方の意思表示内容や、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。

○視覚障がい者の方から代読依頼があった場合の対応について規程を定めております。

代読の際は複数の職員が関与すること、個人情報漏えいしないよう配慮すること、複数の職員が関与した内容を記録し残すこととしています。

○視覚障がい者の方の窓口振込手数料を引き下げています。(一部無料化)

○聴覚障がいの方(軽度)や高齢で耳が遠い方の為に全店に助聴器を設置しております。

○全店舗にコミュニケーションボードを設置しております。

○筆談ボードの設置(全店)

詳しくは窓口または担当者にお問合わせください。

# 「受領証」「預り証」の発行について

お客様の現金やお通帳・証書をお守りするため、中ノ郷信用組合はお客様との取引に当たって、下記の手続き手順により対応しておりますので、宜しくご理解ご協力をお願いいたします。

(1)中ノ郷信用組合の職員が訪問先で、お客様から現金・小切手・通帳・証書・払い戻し請求書等をお預かりするときには、必ず当組合所定の「受領証」「預り証」のいずれかをお渡しいたします。

お客様は、「受領証」「預り証」に記載された内容をご確認の上、必ずお受け取りください。

※ご注意 当組合職員が、当組合所定の「受領証」「預り証」以外の名刺やメモ等でお預かりすることはございません。

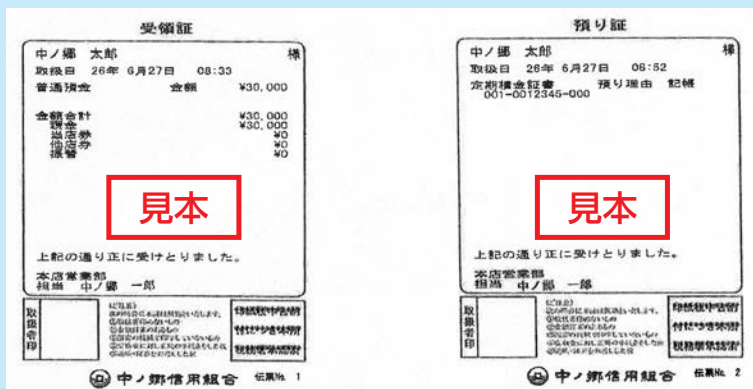
(2)「受領証」「預り証」は後日、現金・通帳・証書等をお受取の際に回収させていただきますので、ご依頼の手続きが終了するまで大切に保管してください。

尚、現金、通帳、証書等をお受取の際は、「受領証」「預り証」に記載された内容と同一であるかご確認ください。

万一「受領証」「預り証」が発行されなかった場合など、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【ご連絡先】 中ノ郷信用組合 営業推進部  
 電話番号 03-3622-7138  
 受付時間 午前9時～午後5時(土・日、祝祭日を除く)

(3) 当組合営業課員が発行する「受領証」「預り証」の見本は下記の通りです。



※上記取扱者印には、担当営業課員名および日付入りの領収印を押印いたします。



# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

## ◇体制整備の状況

当組合では、令和3年度においても外部専門家や外部機関または他の金融機関と連携・協力し、コンサルティング機能を発揮して取引先の経営改善支援を目的に取引先のニーズに配慮したアドバイスや支援を実施し、地域の金融円滑化に取り組んで参ります。

### (1) 東京都中小企業再生支援協議会との連携による取引先支援活動

同協議会との連携による経営改善・支援活動を令和2年度は3先に対し実施しました。令和3年度も支援希望先を広く募り、経営改善に向けた支援を実施します。

### (2) 専門家との連携による経営改善支援活動

令和2年度に実施した中小企業診断士同行による取引先への経営支援を目的とした訪問活動では、昨年10月より中小企業診断士訪問による経営改善への指導・アドバイスを本年3月まで33先に対し33回実施しました。令和3年度も継続し、毎月4ないし7店舗に対し開始します。

### (3) 無料経営相談会開催

取引先企業の支援・再生に向け、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会を各営業店にて実施し、令和2年度は10店舗で6回開催し29先が参加されました。令和3年度も継続して無料経営相談会を毎月実施します。



専門家による経営相談会 本店

## ◇中小企業の経営支援に関する取組み方針

### 地域の金融円滑化への取組みについて

当組合は地域社会の発展に貢献するため協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づいて地域の金融円滑化に取り組んでまいります。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている中小事業者の皆様に対しましても、常に事業者の皆様へ寄り添い、危機対応融資や貸付条件変更など柔軟でスピード感を持った対応に取り組んでまいります。

- 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分把握したうえで、真摯に対応いたします。
- 当組合は、中小企業のお客様からの貸付条件の変更等のお申込みにあたっては、関係する他の金融機関等とも連携を図りながら、円滑な資金供給と経営改善に向けた取り組みを積極的に支援します。
- 当組合は、お客様の抱える問題・課題に対し、一層のコンサルティング機能を発揮し、お客様と一緒に問題解決に取り組めます。

貸付条件の変更等の申し込み対応状況（令和2年3月10日～令和3年3月31日）

（単位：件）

		申し込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
債務者が中小企業等の場合	件数	433	386	0	27	20
債務者が住宅資金借入者の場合	件数	55	53	0	1	1

### 【ご返済等に関するご相談窓口のご案内】

お問い合わせ場所	○営業店のご相談窓口 ○本部のご相談窓口	各営業店 融資部 電話番号 0120-750-034
受付日	当組合の営業日	
受付時間	午前9時～午後5時	

## ◇取組み状況

### 経営者保証に関するガイドラインへの対応について

当組合は経営者保証に関するガイドライン研究会（平成25年12月5日公表）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を自発的に尊重し、遵守します。

今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めて参ります。

### ○「経営者保証に関するガイドライン」ご相談窓口

（単位：件）

担当部署	受付時間	フリーダイヤル	令和元年度	令和2年度
融資部	平日午前9時～午後5時	0120-750-034	新規に無保証で融資した件数 3	23
			保証契約を変更した件数 0	0

## ◇金融仲介機能のベンチマーク

当組合は、地域に密着した地域金融機関として社会的責任や使命を果たすべく、地域の活性化につながるお取引先の発展・成長に向けた支援に取り組んでいます。

「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、金融仲介機能の質の向上に努め、お取引先の皆さまのニーズや課題に応じたご融資やソリューション(解決策)の提供を積極的に進めてまいります。

また、活用したベンチマーク指標や計数は定期的にお客さまに開示し、十分な情報提供に努めてまいります。

▷「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として、平成28年9月に金融庁から公表されたものです。

▷各項目の定義については、当組合の基準により作成しています。

▷採用するベンチマークの項目や計数については、取組み施策の優先度合いや定義の見直し等により今後変動する場合があります。

### ◀金融仲介機能のベンチマーク▶

共通ベンチマーク	全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用
選択ベンチマーク	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択
独自ベンチマーク	金融機関において金融仲介の取組みを自己評価する上で相応しい独自の指標がある場合に、独自で設定

【ベンチマーク計数基準日:令和2年3月末】

#### 共通ベンチマーク1

【金融仲介機能】取引先企業の経営改善や成長力の強化

ベンチマーク：金融機関がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標等の改善が見られた先数及び融資残高

メイン先数	873先	うち経営指標等が改善した先数	216先
メイン先の融資残高	451億円	上記の融資残高	163億円

▷メイン先の定義……金融機関借入のうち、当組合の融資残高がもっとも多い先。

#### 共通ベンチマーク2

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況

条件変更総数	270先	うち好調先	15先
		うち順調先	113先
		うち不調先	142先

#### 共通ベンチマーク3

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：金融機関が関与した創業、第二創業の件数

当組合が関与した創業件数	53件	当組合が関与した第二創業件数	2件
--------------	-----	----------------	----

#### 共通ベンチマーク4

【金融仲介機能】取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

ベンチマーク：ライフステージ別の与信先数、及び融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,712先	80先	45先	398先	32先	270先
上記与信先に対する融資残高	600億円	158億円	45億円	186億円	9億円	168億円

▷財務データを5期連続で徴求出来ている先を、各ステージごとの集計対象としています。

#### 共通ベンチマーク5

【金融仲介機能】担保・保証依存の融資姿勢からの転換

ベンチマーク：金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高、及び、全与信先数及び融資残高に占める割合

事業性評価に基づく融資を行っている先数	54先	左記計数の全与信先に占める割合	3.2%
上記の融資残高	5億円	左記計数の全与信先の融資残高に占める割合	0.8%

# CS(顧客満足度)アンケート結果

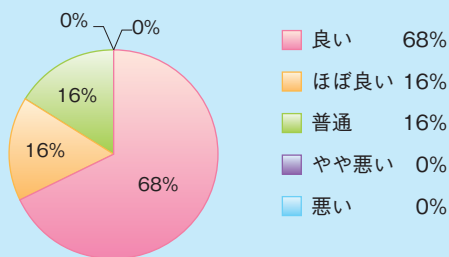
## 店頭でのお客さまアンケートの集計結果について

当組合では、お客さまへの更なるサービス向上のため、令和元年4月より全店でご来店いただいたお客さまにご協力をお願いし、アンケートを実施してまいりました。ご協力いただきましたお客さまには深く感謝申し上げます。

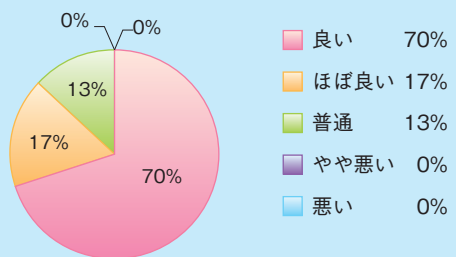
以下、昨年度において延べ830人のお客さまから頂戴したアンケートの集計結果を発表させていただきます。これまでお客さまから頂戴いたしました貴重なご意見を今後の業務に反映し、より一層、お客さま及び地域の皆さまにご満足いただけるよう、役職員一同努力してまいりますので、引き続きご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

アンケート集計結果(各数値(%)は小数点以下を端数処理しています。)

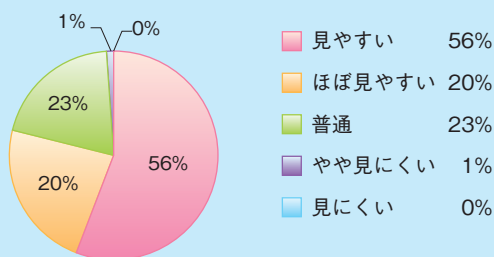
### 店内の雰囲気等



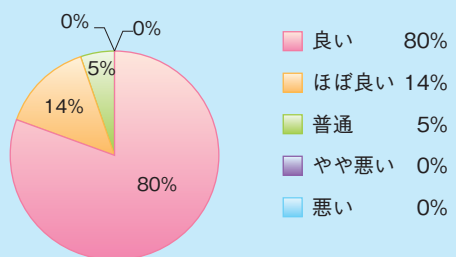
### 店内の清掃状況や飾り付け



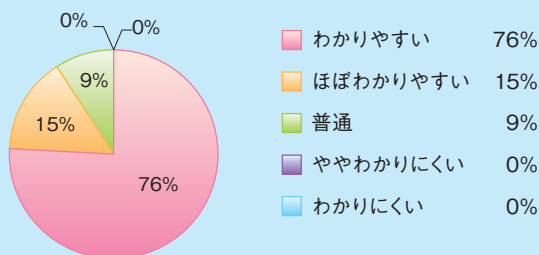
### ポスター等の掲示



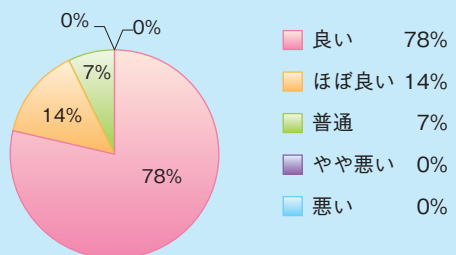
### 職員の身だしなみや対応



### ご相談のご案内やお手続きの説明



### 窓口手続きの正確・スピード



# 地域密着金融の推進・取り組み

## ◆トピックス

### 環境省エコアクション21による環境活動を推進しています

令和2年10月1日(木)、当組合ホームページに『エコアクション21令和元年度環境経営レポート【第10版】』を掲載し、また店頭にも冊子を備え置きしております。今後もSDGsを踏まえ環境意識を高め、地域の金融機関として事業活動を通じて環境に配慮した環境経営に取り組んでまいります。

レポートのダウンロードはこちら



### (株)全銀電子債権ネットワークより表彰状をいただきました

令和2年10月26日(月)、令和2年度上半期における「でんさい取引の拡大に関する表彰制度」において当組合が信用組合部門で株式会社全銀電子債権ネットワークより表彰されました。

今後、事務の合理化・簡素化の観点から手形・売掛債権の電子化をお考えの事業者の方はお気軽に当組合本・支店へご相談ください。



### 新型コロナ対応東京応援定期預金『エールⅢ』の取り扱いを行いました

令和2年11月2日(月)から同年12月30日(水)にかけて都内信用組合共同企画商品としてコロナ禍の中で医療現場や社会福祉現場で働く方を応援するため、募集金額5億円でスーパー定期1年0.10%の取り扱いを行い、募集金額の0.02%(10万円)を東京都信用組合協会を通じ、令和3年5月25日(火)に東京都共同募金会等へ寄付いたしました。



### 「なかのごう飲食店応援スマイルプロジェクト」を開始いたしました

令和2年12月18日(金)からコロナ禍の影響を受けた取引先の売上げ支援を目的として当組合ホームページ及び冊子にて「なかのごう飲食店応援スマイルプロジェクト」を開始いたしました。

営業店が推薦した飲食店や菓子店、惣菜店などのお取引先の“一押しメニュー”や連絡先を写真や文章で紹介しています。



### “越後”逸品web商談会を開催いたしました

令和3年1月21日(木)と22日(金)の2日間にかけて塩沢信用組合と東京都の6つの信用組合が共同で「越後逸品WEB商談会」を開催いたしました。

当組合からは板橋支店のお客様が参加し、塩沢信用組合のお取引先と商談致しました。



## 葛飾支店 新築工事を着工いたしました

令和3年1月21日(木)葛飾支店新築工事着工にあたり、地元熊野神社の神主様により、地鎮祭が執り行われました。当組合からは理事長はじめ6名の役職員と、施工業者様が参列しました。

新葛飾支店は鉄筋コンクリート造3階建てで、本年12月に完成となり、令和4年1月に開店を予定しております。



令和3年1月21日 地鎮祭

## 振り込め詐欺未然防止で感謝状をいただきました

振り込め詐欺等の特殊詐欺にご注意ください。

当組合は店頭・ATMコーナー等で積極的にお客様に注意を呼びかけています。

令和3年2月5日(金)に警視庁より堀切支店と今泉職員に感謝状が贈呈されました。今後も積極的にお客様に注意を呼びかけ、地元警察との連携を強化し、さらなる未然防止に努めてまいります。



令和3年2月5日 堀切支店

## 献血運動に参加し社会貢献活動を行いました

令和3年2月9日(火)に全国信用組合会館で東京都信用組合協会主催の役職員献血運動に協賛し、当組合からは10名の職員が社会貢献の一環として献血運動に参加しました。

尚、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、献血時間帯を指定し、人数も制限して開催されました。



献血運動 全国信用組合会館

## 『しんくみ口座開設アプリ』の取扱いを開始いたしました

令和3年2月22日(月)より「口座開設アプリ」の取扱いを開始いたしました。

「口座開設アプリ」は、当組合にご来店頂くことなく運転免許証のみで口座開設依頼ができるアプリです。

作成された口座は、無通帳・無届出印によりご利用頂け、残高等は個人用インターネットバンキングや「口座管理アプリ(CRECO)」によりご確認頂けます。



## 年金相談会を開催しています

年金アドバイザーによる年金相談会を定期的で開催しております。

法改正等により複雑化している年金制度に関するご相談やご質問等がございましたら、お気軽にご来店ください。

尚、各店での年金相談会予定は、ホームページの『年金・経営相談会』に掲載しております。



アドバイザーによる年金相談会 石原支店

# サークル活動等のご案内

なかのごうは信用組合の特性を発揮して「組合員と地域」に役立つ協同組織金融機関を目指しております。「人と人とのつながり」を大切にし、組合員・お客さまと役職員双方が顔を知っている、お互いの顔が見える経営を目指しています。地元の皆様へのホールやロビーの開放、各種サークル、経営懇話会等々を通して、情報の行き交う場として気軽にご利用いただきたく思います。また、地域のお祭りやイベント等に役職員が積極的に参加して地域の活性化に努力しています。

尚、新型コロナウイルス感染拡大防止につき、ホールやロビーの開放、経営懇話会、地域行事への参加を令和2年9月まで自粛しており、再開した10月以降の写真を掲載しましたのでご了承願います。



しんくみの日清掃活動 本店



イレブンラッキーパソコン教室 寺島支店



郷友会ゴルフコンペ 葛飾支店



折り紙教室「折り紙遊」 滝野川支店



北郷会ゴルフコンペ 滝野川支店



梅若体操会 鐘ヶ淵支店



隅田仲睦町会夜警 鐘ヶ淵支店



郷球会ゴルフコンペ第100回記念 石原支店



墨友会ゴルフコンペ 立花支店



はすねロータス商会年末感謝祭  
板橋支店



神田三崎町町会地域振興券 三崎町支店



年末夜警夜回り 三崎町支店

昭和 3年 6月	中ノ郷質庫信用組合設立認可 預金2千円・貸出金8千円
13年 3月	寺島支部質庫業務開始
25年 3月	中小企業等協同組合法に基づき信用 協同組合と改称
30年 5月	大森支部業務開始
33年 3月	預金9億円・貸出金7億円
37年 8月	中ノ郷信用組合と改称
40年 3月	葛飾支店開設
46年 6月	質業務廃止
48年 4月	本店新築落成
53年 12月	預金338億円・貸出金288億円
55年 12月	鐘ヶ淵支店開設
59年 9月	石原支店開設
61年 11月	自営オンライン開始
12月	預金500億円・貸出金370億円
平成 3年 7月	堀切支店開設
6年 4月	日本銀行歳入復代理店業務開始 墨田信用組合(2店舗)と合併(10店 舗)
7年 3月	寺島支店新築落成
4月	住宅金融公庫代理業務開始
9月	NHK総合テレビに放映される
8年 1月	外部監査法人と契約締結
10年 12月	預金1,000億円・貸出金600億円
15年 8月	リレーションシップバンキングの機 能強化計画策定
11月	第5次全銀システム稼働
16年 10月	SKC共同オンラインシステムへ移行
17年 8月	リレーションシップバンキングの機 能強化計画の進捗状況開示
12月	地域密着型金融の進捗状況をHP開示
18年 10月	葛飾商工信用組合(4店舗)と合併 (12店舗2出張所)
19年 3月	預金1,301億円・貸出金552億円
21年 10月	城北信用組合(5店舗)と合併 (17店舗2出張所)
22年 3月	預金1,798億円・貸出金878億円
23年 10月	環境省エコアクション21の認証を全 店舗取得
25年 2月	「中ノ郷でんさいサービス」開始
27年 5月	SKC第6次システム稼働
27年 11月	立花支店新築落成
29年 3月	「個人・法人向けインターネットバン キングサービス」開始
29年 4月	「マルチペイメントネットワーク(ペ イジー)」開始
30年 1月	金町出張所を閉鎖し葛飾支店に統合 綾瀬出張所を閉鎖し堀切支店に統合
令和 2年 10月	SDGs宣言
3年 2月	「しんくみ口座開設アプリ」取扱開始

財務諸表

貸借対照表	-----	23
貸借対照表の注記事項		
損益計算書	-----	29
剰余金処分計算書、報酬体系		
経営者責任に関する確認書	-----	31
及び外部監査の状況		
業務純益	-----	32
経費の内訳、その他業務収益の内訳		
役務取引の状況、粗利益		
受取利息および支払利息の増減		
1店舗当り(職員1人当り)預金・貸出金残高		
<b>主要な業務の状況を示す指標</b>		
主要な経営指標の推移	-----	33
総資産利益率、総資金利鞘等		
預貸率・預証率、組合員の推移		
資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等		
<b>預金に関する指標</b>	-----	34
預金種目別平均残高		
定期預金種類別残高		
預金者別預金残高、財形貯蓄残高		
<b>貸出金等に関する指標</b>	-----	35
貸出金業種別残高・構成比		
貸出金金利区分別残高		
貸出金用途別残高		
貸出金種類別平均残高		
担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額		
住宅ローン・消費者ローン残高		
貸倒引当金の内訳、貸出金償却額		
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	---	36
リスク管理債権及び同債権に対する保全額		
<b>有価証券に関する指標</b>	-----	37
有価証券種類別残存期間別残高		
有価証券種類別平均残高		
<b>有価証券の時価情報</b>	-----	38
満期保有目的の債券、その他有価証券		
<b>その他業務</b>	-----	39
代理貸付残高の内訳、内国為替取扱実績		
その他の項目、子会社の状況		
<b>主要な事業の内容</b>		
<b>【バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項】</b>		
<b>定性的な開示事項</b>		
信用リスク管理に関する事項	-----	12
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	---	12
オペレーショナル・リスクに関する事項	-----	12
自己資本調達手段の概要	-----	41
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	-----	41
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	---	44
証券化エクスポージャーに関する事項	-----	44
出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	---	44
金利リスクに関する事項	-----	44
<b>単体における事業年度の開示事項</b>		
自己資本の構成に関する開示事項	-----	40
<b>定量的な開示事項</b>		
自己資本の充実度に関する事項	-----	41
信用リスクに関する事項	-----	42
信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別及び残存期間別)	---	42
一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	---	42
業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	---	43
リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	---	43
信用リスク削減手法に関する事項	-----	44
出資等エクスポージャーに関する事項	-----	44
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	---	44
金利リスクに関する事項	-----	44

# 財務諸表

## 貸借対照表

(単位：千円)

### 預け金

余剰資金の運用として他の金融機関(主に系統金融機関)へ預けている預金です。  
全信組連への預け金比率は96.5%です。

### 貸出金

組合員の方々へお使いいただいている資金です。

### 未決済為替貸

他の金融機関からの為替取引において、為替通知を受信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、当組合が一時的に立替えておく勘定です。

### 未収収益

貸出金、預け金、有価証券などの利息で未受取となっているもののうち、決算において該当年度分の収益として計上した金額です。

### 債務保証見返

お客様へのご融資等(代理貸付)を保証した場合、そのお客様に対する求償権の金額です。

### 貸倒引当金

ご融資した貸出金のうち、将来予想される貸出金等の貸倒れに備え、あらかじめ引当(積立)している金額です。

科 目 (資産の部)	金 額	
	令和元年度	令和2年度
現 金	2,853,762	2,620,004
預 け 金	37,823,402	42,631,718
有価証券	75,532,739	78,724,259
国 債	15,952,710	18,477,420
地方債	15,100,516	12,824,164
社 債	26,766,793	27,466,509
株 式	146,227	153,341
その他の証券	17,566,492	19,802,823
貸 出 金	81,668,939	88,980,110
割引手形	903,120	603,744
手形貸付	3,053,355	3,636,067
証書貸付	77,028,573	84,300,282
当座貸越	683,889	440,015
その他資産	1,707,859	1,682,001
未決済為替貸	15,317	23,253
全信組連出資金	1,351,000	1,351,000
前払費用	14,612	12,517
未収収益	224,841	222,830
その他の資産	102,087	72,399
有形固定資産	3,902,226	4,258,973
建物	806,873	770,021
土地	2,879,700	2,879,700
リース資産	53,621	82,770
建設仮勘定	20,263	157,954
その他の有形固定資産	141,766	368,525
無形固定資産	10,778	10,209
ソフトウェア	1,380	812
その他の無形固定資産	9,397	9,397
債務保証見返	106,592	74,216
貸倒引当金	△2,627,908	△1,885,628
(うち個別貸倒引当金)	(△2,419,992)	(△1,699,596)
資産の部合計	200,978,392	217,095,865



(単位：千円)

科 目 (負債の部)	金 額		
	令和元年度	令和2年度	
<b>預金積金</b>	<b>179,960,671</b>	<b>191,871,394</b>	<b>預金積金</b> お客様からお預かりしている預金です。
当座預金	1,679,630	2,315,735	
普通預金	56,834,064	65,058,467	
通知預金	1,609	15,109	
定期預金	112,805,581	115,613,702	
定期積金	8,113,069	8,378,486	
その他の預金	526,716	489,893	
<b>借入金</b>	<b>-</b>	<b>3,300,000</b>	<b>未決済為替借</b> 他の金融機関あての為替取引において、為替通知を発信してから銀行間の資金決済が行われるまでの間に時間差があり、その間、その資金を一時的にお預かりしておく勘定です。
当座借越	-	3,300,000	
<b>その他負債</b>	<b>525,655</b>	<b>658,543</b>	<b>給付補填備金</b> 定期積金の各口座の払込状況に基づき振込まれた期末時点における利息相当額です。
未決済為替借	54,277	27,794	
未払費用	54,733	77,685	
給付補填備金	10,675	8,143	
未払法人税等	50,155	43,306	
前受収益	46,600	53,521	
払戻未済金	32,695	140,515	
職員預り金	121,378	118,944	
リース債務	53,621	82,770	
その他の負債	101,517	105,861	
<b>賞与引当金</b>	<b>92,867</b>	<b>96,602</b>	<b>債務保証</b> 代理貸付において、当組合が債権者に対して負っている保証すべき金額です。
役員賞与引当金	-	2,520	
退職給付引当金	200,399	209,876	
役員退職慰労引当金	69,800	80,100	
偶発損失引当金	9,167	1,393	
睡眠預金払戻損失引当金	4,994	4,993	
繰延税金負債	740,507	857,730	
再評価に係る繰延税金負債	403,654	406,696	
債務保証	106,592	74,216	<b>純資産の部</b> 資産から負債を引いた部分です。
<b>負債の部合計</b>	<b>182,114,309</b>	<b>197,564,066</b>	
(純資産の部)			<b>組合員勘定合計</b> 組合員の皆様から出資いただいた出資金と、これまでに蓄えた利益との合計金額です。
<b>出資金</b>	<b>3,618,574</b>	<b>3,479,664</b>	
普通出資金	1,515,574	1,376,664	
優先出資金	1,971,000	1,971,000	
その他の出資金	132,000	132,000	
<b>利益剰余金</b>	<b>12,490,970</b>	<b>13,023,161</b>	<b>純資産の部</b> 資産から負債を引いた部分です。
利益準備金	1,708,396	1,785,415	
その他利益剰余金	10,782,573	11,237,745	
特別積立金 (目的積立金)	9,530,000 (4,330,000)	10,170,000 (4,950,000)	
当期末処分剰余金	1,252,573	1,067,745	
<b>組合員勘定合計</b>	<b>16,109,545</b>	<b>16,502,825</b>	<b>組合員勘定合計</b> 組合員の皆様から出資いただいた出資金と、これまでに蓄えた利益との合計金額です。
その他有価証券評価差額金	2,215,232	2,492,708	
土地再評価差額金	539,305	536,264	
評価・換算差額等合計	2,754,537	3,028,972	
<b>純資産の部合計</b>	<b>18,864,083</b>	<b>19,531,798</b>	
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>200,978,392</b>	<b>217,095,865</b>	

## ●貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を、「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	合併前中ノ郷 平成14年3月31日	合併前葛飾商工 平成10年3月31日	合併前城北 平成10年3月31日	計
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	1,175百万円	149百万円	316百万円	1,640百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	1,797百万円	388百万円	399百万円	2,584百万円

### 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」により算出しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 3年～47年 その他 3年～20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。
- 貸倒引当金は、当組合が定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、それと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）のうち経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくない一部の債務者の債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店の協力の下に融資部（資産査定部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定委員会が査定結果を監査しております。  
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円であります。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生している額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 表示方法の変更  
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「重要な会計上の見積り」を記載しております。
- 重要な会計上の見積り  
会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、貸倒引当金であります。  
(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額  
貸倒引当金 1,885百万円  
(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
① 算出方法  
貸倒引当金の算出方法については、上記（注）7に記載しております。  
② 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、業種特性や地域経済動向を踏まえ貸出先の実績、財務内容、返済能力等を評価し将来業績の見直しを行っております。  
③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響  
当該見積りは、貸出先の経営状況の変動等の予測困難な不確実性の影響を受ける可能性があり、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,440百万円

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は147百万円、延滞債権額は5,499百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,468百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,115百万円であります。  
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は603百万円であります。

23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 1,500百万円  
有価証券 1,688百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 3,300百万円

上記のほか、東京都水道料金収納等公金取扱い、手形交換、為替取引、当座貸越及び日本銀行歳入復代理店取引のために、その他資産3百万円及び預け金1,203百万円を担保として提供しております。

24. 出資1口当たり純資産額 566円7銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理  
当組合は、貸付規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、財務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には財務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握しギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM委員会へ定期的に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。このうち、財務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
これらの情報は、財務部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、株式及び投資信託、「貸出金」、及び「預金積金」であります。  
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
当組合のVaRは「分散共分散法」（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当組合の市場リスク量は、全体で3,477百万円です。  
なお、当組合では基準月末のバランスシートをベースとして、基準日以降の日毎の市場金利とボラティリティをスライドすることにより現在価値の変化パターンを複数捉える方法となっております。ただしVaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALM委員会を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	42,631	42,679	47
(2) 有価証券	78,632	78,559	△ 73
満期保有目的の債券	2,500	2,426	△ 73
その他有価証券	76,132	76,132	-
(3) 貸出金 (*1)	88,980		
貸倒引当金 (*2)	△ 1,885		
	87,094	89,897	2,803
金融資産計	208,359	211,135	2,776
(1) 預金積金 (*1)	191,871	191,967	96
(2) 借入金 (*1)	3,300	3,300	-
金融負債計	195,171	195,267	96

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券・株式は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	91
組合出資金(*2)	1,351

(\*1) 非上場株式のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金（全信組連出資金）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)	40,781	1,850	-	-
貸出金	10,977	11,323	15,663	51,015
合計	51,759	13,173	15,663	51,015

(\*) 預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(注4) 預金積金及び借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	179,159	12,711	-	-
借入金	1,700	1,600	-	-
合計	180,859	14,311	-	-

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下 30. まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

[時価が貸借対照表計上額を超えるもの]

その他	貸借対照表計上額	時価	差額
	700百万円	709百万円	9百万円

[時価が貸借対照表計上額を超えないもの]

その他	貸借対照表計上額 1,800百万円	時価 1,716百万円	差額 △ 83百万円
合計	2,500	2,426	△ 73

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

[貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの]

株債	式券債	貸借対照表計上額 13百万円	取得原価 10百万円	差額 3百万円
国	債	49,521	46,882	2,638
地	債	12,664	11,418	1,245
方	債	12,125	11,433	691
社	債	24,731	24,030	700
の	他	12,458	11,116	1,341
小計		61,993	58,010	3,983

[貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの]

株債	式券債	貸借対照表計上額 48百万円	取得原価 60百万円	差額 △ 12百万円
国	債	9,246	9,495	△ 248
地	債	5,813	5,991	△ 178
方	債	698	700	△ 1
社	債	2,735	2,803	△ 68
の	他	4,844	5,100	△ 256
小計		14,139	14,656	△ 517
合計		76,132	72,666	3,465

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。当事業年度においてその他社債を減損処理しており、減損処理額は306百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当期に時価の下落率が50%以上となった場合（「自己査定基準マニュアル」Ⅲ.有価証券の分類方法 4.減損処理より）であります。

28. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

29. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
6,077百万円	418百万円	-百万円

30. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

債	券	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国	債	3,633百万円	15,433百万円	9,225百万円	28,297百万円
地	債	-	-	300	17,100
方	債	-	4,034	5,025	2,997
社	債	3,633	11,399	3,900	8,200
の	他	700	2,938	4,272	4,700
合計		4,333	18,371	13,497	32,997

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,353百万円であります。これらは原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額		441百万円
退職給付引当金		58
固定資産減損損失		39
賞与引当金		27
役員退職慰労引当金		22
減価償却超過額		17
その他		25
繰延税金資産 小計		633
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△ 517
評価性引当額 小計		△ 517
繰延税金資産 合計		115
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額		973
繰延税金負債 合計		973
繰延税金負債の純額		857百万円

# 財務諸表

## 損益計算書

(単位：千円)

### 資金運用収益

お客様からお預かりした資金(預金)を、貸出金・有価証券・預け金等で運用して受け取った利息や配当金による収益の額です。

### 役務取引等収益

為替手数料や国債・投資信託などの手数料による収益です。

### 償却債権取立益

過年度において貸倒れとして償却した貸出金や利息を回収した金額です。

### 資金調達費用

事業活動に必要な資金を調達するために要した費用です。主に、お客様へお支払いした預金利息です。

### 給付補填備金繰入額

定期積金の給付補填備金(利息相当額)の所要不足額を期末に繰り入れたものです。

### 貸倒引当金繰入額

将来予想される貸出金等の貸倒れに備え、貸倒引当金を積み増す場合に使用します。

### 法人税等調整額

税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額です。

### 当期末処分剰余金

「当期純利益」と「繰越金(当期首残高)」との合計額です。

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	3,391,089	3,301,038
資金運用収益	2,625,421	2,694,628
貸出金利息	1,550,860	1,593,372
預け金利息	42,328	42,380
有価証券利息配当金	988,595	1,016,204
その他の受入利息	43,636	42,671
役務取引等収益	123,255	133,005
受入為替手数料	54,413	52,583
その他の役務収益	68,841	80,422
その他業務収益	361,613	315,813
国債等債券売却益	357,899	307,590
国債等債券償還益	-	20
その他の業務収益	3,713	8,202
その他経常収益	280,798	157,590
貸倒引当金戻入益	228,629	-
償却債権取立益	122	296
株式等売却益	44,065	111,023
その他の経常収益	7,981	46,270
経常費用	2,502,873	2,620,316
資金調達費用	82,676	79,954
預金利息	75,232	74,594
給付補填備金繰入額	6,212	5,355
その他の支払利息	1,231	4
役務取引等費用	97,472	91,711
支払為替手数料	22,306	21,417
その他の役務費用	75,166	70,293
その他業務費用	141,662	311,137
国債等債券償還損	-	288
国債等債券償却	141,097	306,160
その他の業務費用	564	4,688
経費	2,151,219	2,127,047
人件費	1,404,095	1,405,321
物件費	693,917	662,565
税金	53,206	59,160
その他経常費用	29,841	10,466
貸倒引当金繰入額	-	2,782
その他の経常費用	29,841	7,683
経常利益	888,215	680,722
特別損失	28,910	4,824
固定資産処分損	14,199	4,824
減損損失	14,711	-
税引前当期純利益	859,304	675,897
法人税、住民税及び事業税	95,535	92,197
法人税等調整額	△6,417	1,623
法人税等合計	89,117	93,821
当期純利益	770,186	582,075
繰越金(当期首残高)	482,386	485,670
当期末処分剰余金	1,252,573	1,067,745

●損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 19円6銭

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	1,252,573	1,067,745
剰余金処分額	766,903	567,314
普通出資に対する配当金	(年3%の割合) 45,942	(年3%の割合) 45,164
優先出資に対する配当金	(年0.1%の割合) 3,942	(年0.1%の割合) 3,942
利益準備金	77,018	58,207
特別積立金	20,000	20,000
目的積立金	20,000	20,000
(経営合理化積立金)	(20,000)	(20,000)
優先出資消却積立金	600,000	420,000
繰越金(当期末残高)	485,670	500,431

### 利益準備金

法令により、出資の総額に達するまで毎事業年度の剰余金より積み立てることが義務付けられているものです。

## 報酬体系について

### 1.対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時の総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	108	130
監事	20	30
合計	128	160

注1.上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2.支払人数は、理事8名、監事3名です。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2.対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、当年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。 2.「同等額」は、当年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非常利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自組合の利益を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。 4.当組合には、連結子法人等はありません。

# 「経営者責任に関する確認書」及び「外部監査の状況」

## 確認書

私は当組合の平成2年4月1日から令和3年3月31日までの第93期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係わる内部監査の有効性を確認いたしました。

令和3年6月21日

中ノ郷信用組合

理事長

吉川 洋之

## 監査の状況

### 監事の監査報告書書影

副本

#### 監事の監査報告書

私ども監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第93期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監事は、監査の方針、業務の分割等を定めた監査計画に従い、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事及び従業員等から事業及び財産等に関する事実を聴取し、重要な決済書類や会計帳簿の閲覧等の調査を行い、組織及び規程関係を監査し、本部及び本支店において業務及び財産の状況を調査致しました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及び事業報告書並びに、これらの附属明細書について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告書及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告書及び附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

##### (2) 計算関係書類及びその附属明細書の監査結果

計算関係書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和3年5月27日

中ノ郷信用組合

常勤監事 長川 康一 印

監事 栗原 裕子 印

監事 宮本 克己 印

(注) 監事 宮本 克己は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3第1項に定める員外監事であります。

### 監査法人の監査報告書書影

副本

#### 独立監査人の監査報告書

令和3年5月28日

中ノ郷信用組合  
理事会 御中

#### EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有責任社員 植村 文雄

業務執行社員 公認会計士 福村 寛

指定有責任社員 公認会計士 植村 文雄

業務執行社員 公認会計士 福村 寛

#### <計算書類等監査>監査意見

当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、中ノ郷信用組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第93期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び貸借対照表の注記並びにその附属明細書(以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。)について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規程並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としての他の職務上の責任を兼ねていない。当監査法人は、意見表明が基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手し、と判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規程並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規程並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業の前提に関する事項を提示する必要がある場合には当該事項を提示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監査することにある。計算書類等の監査において監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等が不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において虚偽の立根から計算書類等に対する虚偽を表明することにある。虚偽表明は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を及ぼすものと見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を確認する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査人の判断及び評価は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑念を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が不十分である場合は、計算書類等に対して附随する計算書類等を作成することが求められる。監査人は、監査報告書に記載した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合が継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、協同組合による金融事業に関する法律及び附随行規程並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引の簿籍を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、評価した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>剰余金処分案に対する監査意見 当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、中ノ郷信用組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第93期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。当監査法人は、上記の剰余金処分案が適正に表示しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任 経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監査することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任 監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利用関係 組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利用関係はない。

以上

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しませんので、会計監査人による会計監査の義務付けはありませんが、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。



# 主要な業務の状況を示す指標

## 業務粗利益及び業務純益等 (単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	2,542	2,614
資金運用収益	2,625	2,694
資金調達費用	82	79
役務取引等収支	25	41
役務取引等収益	123	133
役務取引等費用	97	91
その他の業務収支	219	4
その他業務収益	361	315
その他業務費用	141	311
<b>業務粗利益</b>	<b>2,788</b>	<b>2,660</b>
<b>業務粗利益率</b>	<b>1.44%</b>	<b>1.31%</b>
<b>業務純益</b>	<b>650</b>	<b>590</b>
<b>実質業務純益</b>	<b>650</b>	<b>569</b>
<b>コア業務純益</b>	<b>433</b>	<b>567</b>
<b>コア業務純益</b> (投資信託解約損益を除く)	<b>433</b>	<b>567</b>

注) 1. 資金調達費用における、金銭の信託運用見合費用はありません。

2. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

## 経費の内訳 (単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
<b>人件費</b>	<b>1,404</b>	<b>1,405</b>
報酬・給料・手当	1,135	1,134
退職給付費用	49	44
その他	219	226
<b>物件費</b>	<b>693</b>	<b>662</b>
事務費	310	314
固定資産費	123	105
事業費	80	71
人事厚生費	20	16
有形固定資産償却	100	96
無形固定資産償却	0	0
その他	58	56
<b>税金</b>	<b>53</b>	<b>59</b>
<b>経費合計</b>	<b>2,151</b>	<b>2,127</b>

## その他業務収益の内訳 (単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
国債等債券売却益	357	307
国債等債券償還益	-	0
その他の業務収益	3	8
<b>その他業務収益合計</b>	<b>361</b>	<b>315</b>

## 受取利息及び支払利息の増減 (単位：百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
受取利息の増減	71	69
支払利息の増減	△ 12	△ 2

## 役務取引の状況 (単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度
<b>役務取引等収益</b>	<b>123</b>	<b>133</b>
受入為替手数料	54	52
その他の受入手数料	68	72
その他の役務取引等収益	0	7
<b>役務取引等費用</b>	<b>97</b>	<b>91</b>
支払為替手数料	22	21
その他の支払手数料	8	7
その他の役務取引等費用	67	62

## 職員1人あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
職員1人当たり預金残高	952	1,042
職員1人当たり貸出金残高	432	483

## 1店舗あたり預金・貸出金残高 (単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
1店舗当たり預金残高	10,585	11,286
1店舗当たり貸出金残高	4,804	5,234

## 主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	3,596	3,206	3,243	2,982	3,391	3,301
経常利益	983	682	796	585	888	680
当期純利益	942	670	808	536	770	582
預金積金残高	180,874	178,401	178,170	180,202	179,960	191,871
貸出金残高	71,746	73,552	76,582	80,563	81,668	88,980
有価証券残高	77,746	77,526	75,671	79,164	75,532	78,724
総資産額	203,051	199,644	199,769	202,942	200,978	217,095
純資産額	18,417	18,047	18,606	19,585	18,864	19,531
自己資本比率(単体)	16.31%	16.08%	15.36%	14.43%	14.69%	14.24%
出資総額	3,686	3,676	3,666	3,649	3,618	3,479
うち普通出資額	1,583	1,573	1,563	1,546	1,515	1,376
うち優先出資額	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971	1,971
出資総口数	36,921,023口	36,726,964口	36,525,798口	36,183,083口	35,567,497口	32,789,280口
うち普通出資口数	31,665,023口	31,470,964口	31,269,798口	30,927,083口	30,311,497口	27,533,280口
うち優先出資口数	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口	5,256,000口
出資に対する配当金	83	67	98	66	49	49
うち普通出資に対する配当金	63	47	78	46	45	45
うち優先出資に対する配当金	19	19	19	19	3	3
職員数	196人	191人	192人	189人	189人	184人

注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

## 総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.44	0.32
総資産当期純利益率	0.38	0.28

注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

## 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
資金運用利回(A)	1.36	1.32
資金調達原価率(B)	1.23	1.14
総資金利鞘(A)-(B)	0.13	0.18

注) 1. 資金運用利回 =  $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 =  $\frac{\text{資金調達費用}-\text{金銭信託等運用見合費用}+\text{経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

## 預貸率及び預証率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度
預貸率	期 末	45.38
	期中平均	44.67
預証率	期 末	41.97
	期中平均	40.94

注) 1. 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

## 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：百万円)

科 目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利 息	利回り(%)	平均残高	利 息	利回り(%)
資金運用勘定	192,363	2,625	1.36	202,641	2,694	1.32
貸出金 (うち金融機関貸付金)	80,380 -	1,550 -	1.92 -	85,143 -	1,593 -	1.87 -
預け金	36,973	42	0.11	41,558	42	0.10
有価証券	73,658	988	1.34	74,588	1,016	1.36
資金調達勘定	180,135	82	0.04	189,756	79	0.04
預金積金	179,910	81	0.04	187,457	79	0.04
借入金	102	-	-	2,171	△ 1	△ 0.05

注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(元年度508百万円、2年度506百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

## 預金に関する指標

### 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	59,858	33.27	65,205	34.78
定期性預金	120,052	66.73	122,252	65.22
その他の預金	-	-	-	-
合 計	179,910	100.00	187,457	100.00

### 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
固定金利定期預金	112,222	115,096
変動金利定期預金	-	-
その他の定期預金	583	517
合 計	112,805	115,613

### 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
個人	155,714	86.53	162,571	84.73
法人	24,245	13.47	29,300	15.27
一般法人	24,199	13.44	29,253	15.24
金融機関	17	0.01	17	0.01
公 金	29	0.02	30	0.02
合 計	179,960	100.00	191,871	100.00

### 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
財形貯蓄残高	8	9

# 貸出金等に関する指標

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	9,457	11.6	9,849	11.1
農業、林業	31	0.0	0	0.0
建設業	2,403	2.9	2,732	3.1
電気、ガス、熱供給、水道業	56	0.1	157	0.2
情報通信業	313	0.4	777	0.9
運輸業、郵便業	2,630	3.2	2,661	3.0
卸売業、小売業	3,499	4.3	3,906	4.4
金融業、保険業	641	0.8	170	0.2
不動産業	32,111	39.3	36,832	41.4
(不動産賃貸業)	(14,666)	(17.9)	(17,434)	(19.6)
物品賃貸業	0	0.0	0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	295	0.4	597	0.7
宿泊業	317	0.4	316	0.4
飲食業	1,395	1.7	2,558	2.9
生活関連サービス業、娯楽業	596	0.7	859	1.0
教育、学習支援業	73	0.1	72	0.1
医療、福祉	159	0.2	153	0.2
その他のサービス	4,787	5.9	5,195	5.8
その他の産業	235	0.3	299	0.3
小計	59,007	72.3	67,140	75.5
国・地方公共団体等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	22,661	27.7	21,839	24.5
合計	81,668	100.00	88,980	100.00

(注) 1.漁業、鉱業、砕石業、砂利採取業は該当がなく、掲載しておりません。  
2.当期より、個人の不動産賃貸業関連貸出は不動産業へ含んでおります。  
3.業種別区分は日本標準分類の大分類に準じて記載しております。

## 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度
固定金利貸出	21,914	28,538
変動金利貸出	59,754	60,442
合計	81,668	88,980

## 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	23,803	29.10	27,293	30.67
設備資金	57,865	70.90	61,687	69.33
合計	81,668	100.00	88,980	100.00

## 貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,020	1.26	634	0.75
手形貸付	3,664	4.55	3,167	3.72
証書貸付	75,088	93.41	80,927	95.05
当座貸越	608	0.75	415	0.48
合計	80,380	100.00	85,143	100.00

## 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位：百万円、%)

区 分		金額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和元年度	1,772	2.16	-
	令和2年度	1,513	1.70	-
有 価 証 券	令和元年度	-	-	-
	令和2年度	-	-	-
動 産	令和元年度	64	0.07	-
	令和2年度	41	0.04	-
不 動 産	令和元年度	64,802	79.34	55
	令和2年度	68,304	76.76	51
小 計	令和元年度	66,639	81.59	55
	令和2年度	69,859	78.51	-
信用保証協会・ 信用 保 険	令和元年度	2,960	3.62	-
	令和2年度	9,890	11.11	-
保 証	令和元年度	3,029	3.70	-
	令和2年度	2,298	2.58	-
信 用	令和元年度	9,039	11.06	51
	令和2年度	6,930	7.78	23
合 計	令和元年度	81,668	100.00	106
	令和2年度	88,980	100.00	74

## 住宅ローン・消費者ローン残高 (単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
住 宅 ロ ー ン	10,402	91.57	9,650	92.22
消 費 者 ロ ー ン	958	8.43	814	7.78
合 計	11,360	100.00	10,464	100.00

## 貸倒引当金の内訳 (単位：百万円)

項 目	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	207	▲ 48	186	▲ 21
個別貸倒引当金	2,420	▲ 268	1,699	▲ 721
貸倒引当金合計	2,627	▲ 316	1,885	▲ 742

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係わる引当は行っておりません。

## 貸出金償却額 (単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位：百万円、%)

区 分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和元年度	4,539	2,287	2,252	4,539	100.00	100.00
	令和2年度	3,314	1,788	1,526	3,314	100.00	100.00
危 険 債 権	令和元年度	1,489	879	167	1,046	70.25	27.38
	令和2年度	2,353	1,517	174	1,691	71.87	20.81
要 管 理 債 権	令和元年度	1,454	992	121	1,113	76.55	26.19
	令和2年度	1,469	1,132	69	1,201	81.76	20.47
不 良 債 権 計	令和元年度	7,483	4,158	2,540	6,698	89.51	76.39
	令和2年度	7,136	4,437	1,769	6,206	86.97	65.54
正 常 債 権	令和元年度	74,336					
	令和2年度	81,959					
合 計	令和元年度	81,819					
	令和2年度	89,095					

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 金額は決算後(償却後)の計数です。

## リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A
破綻先債権	令和元年度	882	71	811	100.00
	令和2年度	147	21	126	100.00
延滞債権	令和元年度	5,122	3,094	1,608	91.80
	令和2年度	5,499	3,284	1,573	88.33
3ヵ月以上延滞債権	令和元年度	0	0	0	0
	令和2年度	0	0	0	0
貸出条件緩和債権	令和元年度	1,453	992	121	76.60
	令和2年度	1,468	1,132	69	81.81
合 計	令和元年度	7,457	4,157	2,540	89.81
	令和2年度	7,115	4,437	1,768	87.21

1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ.破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ.会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.および債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1.および2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1~3を除く)です。
5. 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

## 有価証券に関する指標

### 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定め がないもの	合 計
国 債	令和元年度	-	-	358	15,594	-	15,952
	令和2年度	-	-	350	18,126	-	18,477
地 方 債	令和元年度	183	3,882	8,084	2,951	-	15,100
	令和2年度	-	4,157	5,463	3,203	-	12,824
社 債	令和元年度	2,666	13,547	5,029	5,221	300	26,766
	令和2年度	3,652	11,602	3,783	9,122	304	27,466
株 式	令和元年度	-	-	-	-	146	146
	令和2年度	-	-	-	-	153	153
外 国 証 券	令和元年度	226	2,594	1,540	4,950	-	9,312
	令和2年度	706	2,018	2,045	4,775	-	9,545
そ の 他 の 証 券	令和元年度	-	961	2,329	-	4,963	8,254
	令和2年度	-	938	2,272	-	7,046	10,257
合 計	令和元年度	3,076	20,986	17,342	28,717	5,409	75,532
	令和2年度	4,359	18,716	13,914	34,228	7,504	78,724

### 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	15,389	20.89	16,485	22.10
地 方 債	16,056	21.80	13,379	17.94
社 債	25,626	34.79	26,752	35.87
株 式	162	0.22	162	0.22
外 国 証 券	8,875	12.05	9,476	12.70
そ の 他 証 券	7,548	10.25	8,331	11.17
合 計	73,658	100.00	74,588	100.00

注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

# 有価証券の時価情報

## 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	100	109	9	700	709	9
	小 計	100	109	9	700	709	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	2,300	1,969	△ 330	1,800	1,716	△ 83
	小 計	2,300	1,969	△ 330	1,800	1,716	△ 83
合 計		2,400	2,079	△ 320	2,500	2,426	△ 73

- (注) 1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	13	10	3
	債 券	52,454	49,228	3,225	49,521	46,882	2,638
	国 債	14,658	13,121	1,537	12,664	11,418	1,245
	地 方 債	15,100	14,192	907	12,125	11,433	691
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	22,695	21,914	780	24,731	24,030	700
	そ の 他	8,036	7,414	621	12,458	11,116	1,341
	小 計	60,490	56,643	3,846	61,993	58,010	3,983
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	54	70	△ 16	48	60	△ 12
	債 券	5,365	5,519	△ 153	9,246	9,495	△ 248
	国 債	1,294	1,316	△ 22	5,813	5,991	△ 178
	地 方 債	-	-	-	698	700	△ 1
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社 債	4,071	4,202	△ 131	2,735	2,803	△ 68
	そ の 他	7,130	7,734	△ 604	4,844	5,100	△ 256
	小 計	12,550	13,324	△ 774	14,139	14,656	△ 517
合 計		73,041	69,968	3,072	76,132	72,666	3,465

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。  
 2. 「社債」には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
 3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。  
 4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	91	91
組 合 出 資 金 (*2)	1,351	1,351
合 計	1,442	1,442

- (\*1) 非上場株式のうち、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる株式は時価開示の対象とはしていません。  
 (\*2) 組合出資金(全信組連出資金)は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

# その他業務

## 代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
全国信用協同組合連合会	78	37.50	52	30.05
株式会社商工組合中央金庫	2	0.96	0	0.00
株式会社日本政策金融公庫	40	19.23	32	18.50
独立行政法人住宅金融支援機構	72	34.62	73	42.20
独立行政法人中小企業基盤整備機構	16	7.69	16	9.25
合 計	208	100.00	173	100.00

## 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和元年度		令和2年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	86,361	53,311	84,362	53,810
	他の金融機関から	105,631	57,727	105,977	63,296
代金取立	他の金融機関向け	1,223	1,014	1,101	949
	他の金融機関から	1,959	3,945	1,742	3,272

## その他の項目

- 商品有価証券の種類別平均残高
- オプション取引の時価情報
- オフバランス取引の状況
- 外貨建資産残高
- 外国為替取扱高
- 先物取引の時価情報
- 公共債窓販売実績
- 公共債引受額

以上該当ありません。

## 子会社の状況

当組合には「子会社」はありません。

# 主要な事業の内容

### 預金業務

- 預金  
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金別段預金、納税準備預金等を取扱っております。

### 貸出業務

- 貸付  
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
- 手形の割引  
銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形及び電子記録債権等の割引を取扱っております。

### 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

### 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

### 附帯業務

- 債務の保証業務
- 有価証券の貸付業務
- 国債等の引受け
- 代理業務
  - ①全国信用協同組合連合会  
株式会社日本政策金融公庫  
株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務
  - ②独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
  - ③独立行政法人中小企業基盤整備機構業務
  - ④日本銀行の歳入復代理店業務
- 地方公共団体の公金取扱業務
- 株式払込金の受入代理業務
- 貸金庫業務

以下の業務はお取扱いしていません。

商品有価証券売買業務  
社債受託及び登録業務  
金融先物取引等の受託等業務



# バーゼルⅢ第3の柱に基づく開示事項

## 単体における事業年度の開示事項 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	16,059		16,453	
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,618		3,479	
うち、利益剰余金の額	12,490		13,023	
うち、外部流出予定額(△)	49		49	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	207		186	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	207		186	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	169		127	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,437		16,767	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	7		7	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7		7	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	7		7	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,429		16,759	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	106,914		112,722	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,466		△ 1,016	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-		-	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,409		△ 1,959	
うち、上記以外に該当するものの額	942		942	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,853		4,953	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	111,767		117,675	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	14.69%		14.24%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

## 自己資本調達の手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

普通出資	発行主体:中ノ郷信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,376百万円
非累積的永久優先出資	発行主体:中ノ郷信用組合 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:1,971百万円 実質配当率 年0.10%

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	105,711	4,228	111,133	4,445
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	107,177	4,287	112,149	4,485
(i) ソブリン向け	641	25	704	28
(ii) 金融機関向け	10,764	430	11,706	468
(iii) 法人等向け	27,922	1,116	28,206	1,128
(iv) 中小企業等・個人向け	10,841	433	9,709	388
(v) 抵当権付住宅ローン	1,192	47	1,343	53
(vi) 不動産取得等事業向け	29,050	1,162	33,784	1,351
(vii) 三月以上延滞等	731	29	453	18
(viii) 出資等	4,407	176	5,278	211
出資等のエクスポージャー	4,407	176	5,278	211
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	9,924	396	9,174	366
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,351	54	1,351	54
(xi) その他	10,350	414	10,437	417
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,203	48	1,588	63
ルック・スルー方式	1,203	48	1,588	63
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	942	37	942	37
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,409	△ 96	△ 1,959	△ 78
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	0	0	0	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	4,853	194	4,953	198
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	110,564	4,422	116,086	4,643

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)~(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高（地域別・業種別及び残存期間別）（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国 内	149,886	155,091	81,819	89,095	64,272	65,996	-	-	2,109	885
国 外	8,025	9,099	-	-	8,025	9,099	-	-	-	-
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>157,911</b>	<b>164,190</b>	<b>81,819</b>	<b>89,095</b>	<b>72,297</b>	<b>75,095</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2,109</b>	<b>885</b>
製 造 業	14,598	15,860	9,802	10,163	4,796	5,697	-	-	733	191
農 業、林 業	157	116	157	116	-	-	-	-	-	-
漁 業	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	2,777	3,152	2,777	3,152	-	-	-	-	414	129
電気、ガス、熱供給、水道業	3,073	2,472	73	172	3,000	2,300	-	-	-	-
情 報 通 信 業	2,323	3,485	324	786	1,999	2,699	-	-	-	8
運 輸 業、郵 便 業	5,814	5,727	2,825	2,842	2,989	2,885	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	5,301	5,993	3,901	4,193	1,400	1,800	-	-	57	82
金 融 業、保 険 業	7,946	6,975	641	170	7,305	6,805	-	-	-	-
不 動 産 業	40,287	46,502	33,035	37,886	7,252	8,616	-	-	381	107
物 品 賃 貸 業	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	501	815	501	815	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	317	316	317	316	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,772	2,857	1,772	2,857	-	-	-	-	23	7
生活関連サービス業、娯楽業	607	1,017	607	1,017	-	-	-	-	5	-
教 育、学 習 支 援 業	73	72	73	72	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	159	153	159	153	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	5,760	6,041	5,760	6,041	-	-	-	-	51	58
そ の 他 の 産 業	239	303	239	303	-	-	-	-	0	-
国・地方公共団体等	35,349	35,988	-	-	35,349	35,988	-	-	-	-
個 人	18,846	18,032	18,846	18,032	-	-	-	-	442	300
そ の 他	11,999	8,301	-	-	8,204	8,301	-	-	-	-
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>157,911</b>	<b>164,190</b>	<b>81,819</b>	<b>89,095</b>	<b>72,297</b>	<b>75,095</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2,109</b>	<b>885</b>
1 年 以 下	14,321	14,889	11,263	10,556	3,058	4,333	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	13,762	16,010	4,022	5,498	9,740	10,512	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	17,864	13,845	6,855	5,852	11,009	7,993	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	15,050	14,744	4,788	5,594	10,262	9,150	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	11,716	14,215	5,337	10,076	6,379	4,139	-	-	-	-
1 0 年 超	75,584	83,722	48,818	51,032	26,766	32,690	-	-	-	-
期間の定めのないもの	9,560	6,716	683	440	5,082	6,276	-	-	-	-
そ の 他	51	47	51	47	-	-	-	-	-	-
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>157,911</b>	<b>164,190</b>	<b>81,819</b>	<b>89,095</b>	<b>72,297</b>	<b>75,095</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## (2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	令 和 元 年 度	255	-	48	207
	令 和 2 年 度	207	-	21	186
個 別 貸 倒 引 当 金	令 和 元 年 度	2,687	-	267	2,420
	令 和 2 年 度	2,420	-	721	1,699
合 計	令 和 元 年 度	2,943	-	316	2,627
	令 和 2 年 度	2,627	-	742	1,885

### (3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製 造 業	876	843	-	-	33	441	843	402	-	457
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	356	316	-	-	40	278	316	38	10	274
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	2	0	-	8	2	-	0	8	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	53	57	4	11	-	-	57	68	-	-
金 融 業、保 険 業	78	-	-	-	78	-	-	-	-	-
不 動 産 業	449	390	-	-	59	30	390	360	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	7	-	-	-	7	-	-
宿 泊 業	257	165	-	4	92	-	165	169	-	-
飲 食 業	17	21	4	-	-	-	21	21	-	12
生活関連サービス業、娯楽業	4	5	1	-	-	-	5	5	-	-
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他 の サ ー ビ ス	266	306	40	8	-	-	306	314	11	2
そ の 他 の 産 業	11	-	-	-	11	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	335	311	-	-	24	8	311	303	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,687	2,419	49	38	339	719	2,419	1,699	21	745

(注)1.当組合は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### (4) リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	413	-	5,325
10%	-	3,666	-	5,238
20%	-	-	-	-
35%	-	3,435	-	3,863
50%	-	2,161	-	1,130
75%	-	15,108	-	13,531
100%	-	56,690	-	59,777
150%	-	344	-	228
250%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	-	81,819	-	89,095

(注)1. 格付は、適格格付機関が付与しているものを記載しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,141	1,899	-	-	-	-
① ソブリン向け	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	792	675	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け	1,134	1,010	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	13	13	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	197	200	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等	2	-	-	-	-	-

(注) 1. 当組合は適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22条)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、株式関連投資信託等の価格変動にかかるリスクの認識につきましては、時価評価及び「市場リスク管理規程」に基づくリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、損失限度枠の順守状況を定期的に経営陣への報告と、金融市場で不測の事態が生じた場合を想定したストレステストなど、複合的なリスク分析を実施し、ALM委員会等に定期報告しています。一方、非上場株式やファンドへの投資等に関しては、財務諸表や運用報告を基にした評価によるモニタリングを実施し、適切にリスク管理に努めています。なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正な処理を行っております。

### (1) 貸借対照表計上額及び時価等

(単位: 百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	3,705	3,705	7,610	7,610
非上場株式等	3,293	3,293	4,056	4,056
合計	6,998	6,998	11,666	11,666

(注) 投資信託の裏付資産のうち出資等に該当するものを、一括して上場株式等を含めて記載しています。

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位: 百万円)

	令和元年度	令和2年度
売却益	85	179
売却損	-	-
償却	141	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しています。

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位: 百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	2,931	3,465

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和元年度	令和2年度
ロック・スルー方式を適用するエクスポージャー	3,717	4,040
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

## 金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、当組合の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響をうけるもの(預貸金、有価証券、預け金等)が金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では四半期毎に金利リスクを算出し、ALM委員会及び常勤理事会に報告し、協議・検討するとともに適宜、対応を講じる態勢を整えて管理しております。

### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算出手法の概要

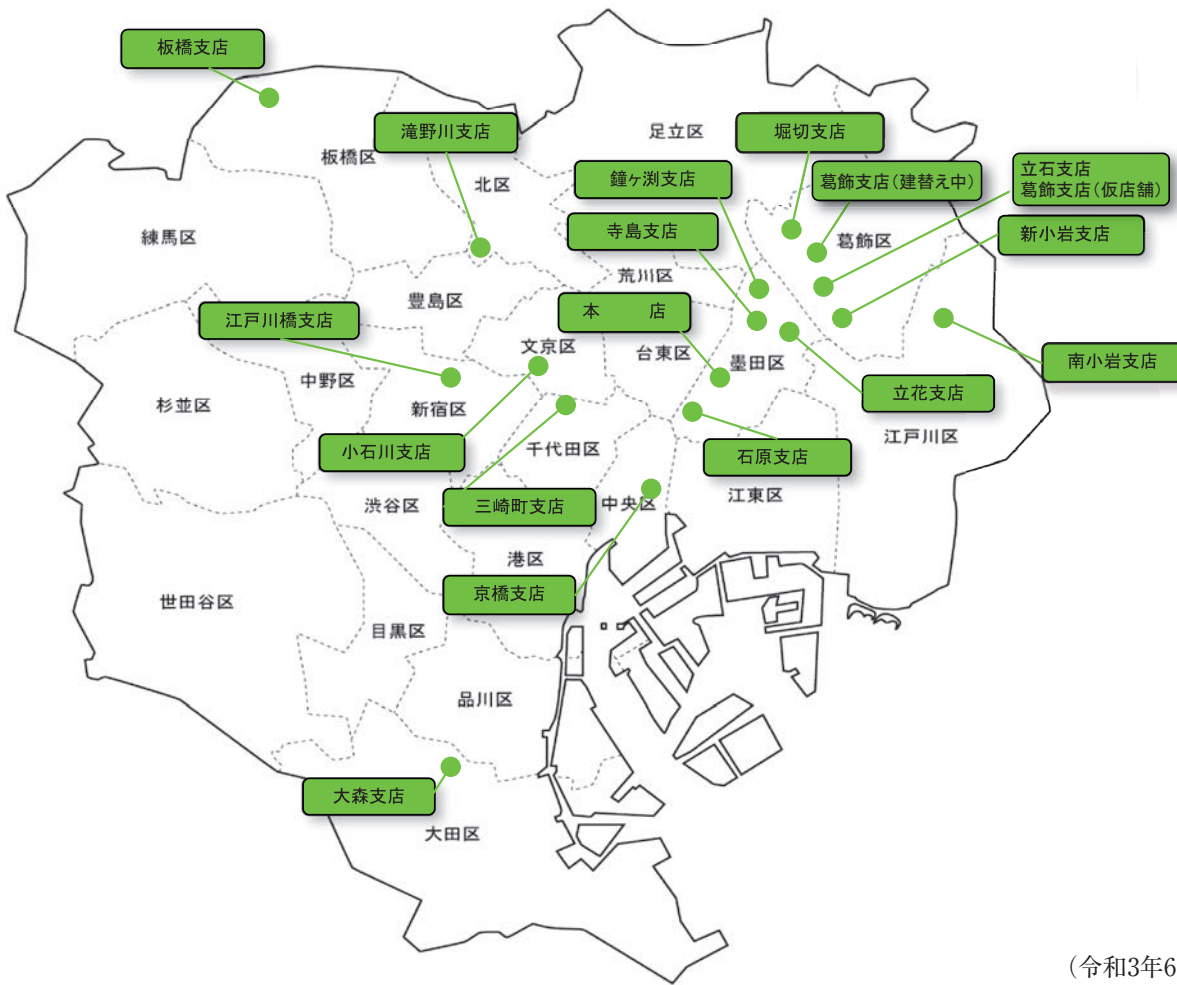
金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算出しております。

金利リスクの計算定義		
△EVEの集計方法		△EVEが正となる通貨のみを単純合算
△EVE計測に使用する割引金利に与える金利ショック幅		リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ
△EVEにおけるコア預金の取扱	コア預金の考慮	保守的な前提の反映により考慮
	流動性預金全体に占めるコア預金の割合	50%
	コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期	2.5年
	流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
	流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5.0年
△EVEにおける固定金利貸出の期限前返済の考慮		保守的な前提の反映により考慮
△EVEにおける定期預金の早期解約の考慮		保守的な前提の反映により考慮
△EVEにおける固定金利コミットメントラインの考慮		考慮していない
△NIIの集計方法		符号に関係なく通貨別△NIIを単純合算
△NII計測に使用する参照金利の取扱	参照金利に与える金利ショック幅	リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ
	参照金利に設定するキャップ又はフロア	フロアを設定している
△NIIにおけるコア預金の考慮		保守的な前提の反映により考慮
△NIIにおける固定金利貸出の期限前返済の考慮		保守的な前提の反映により考慮
△NIIにおける定期預金の早期解約の考慮		保守的な前提の反映により考慮
△NIIにおける固定金利コミットメントラインからの引出しの考慮		考慮していない

(単位: 百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	5,897	6,775	549	601
2	下方パラレルシフト	0	0	19	24
3	スティープ化	4,454	5,226		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	782	794		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	5,897	6,775	549	601
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	16,429		16,759	

# なかのぎょうの店舗網



「なかのぎょうの営業地区は、東京都23区です。」

店番号	店名	郵便番号	住所	電話番号
062	本部	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-7131
001	本店	130-0005	東京都墨田区東駒形 4-5-4	03-3622-6131
002	寺島支店	131-0041	東京都墨田区八広 1-21-12	03-3612-6118
003	葛飾支店 (注)	124-0012	東京都葛飾区立石 2-4-2 立石支店内	03-3691-8931
004	滝野川支店	114-0023	東京都北区滝野川 5-7-5	03-3916-3551
005	大森支店	143-0023	東京都大田区山王 2-19-1	03-3774-0801
006	鐘ヶ淵支店	131-0031	東京都墨田区墨田 4-14-1	03-3616-3411
007	石原支店	130-0011	東京都墨田区石原 1-21-6	03-3621-1621
008	堀切支店	124-0006	東京都葛飾区堀切 6-10-18	03-3604-4721
009	立花支店	131-0043	東京都墨田区立花 4-1-3	03-3617-3711
010	南小岩支店	133-0056	東京都江戸川区南小岩 4-3-12	03-3673-3711
011	立石支店	124-0012	東京都葛飾区立石 2-4-2	03-3697-6111
012	新小岩支店	124-0023	東京都葛飾区東新小岩 8-30-8	03-3694-3311
013	小石川支店	112-0002	東京都文京区小石川 5-24-6	03-3812-7211
014	江戸川橋支店	162-0801	東京都新宿区山吹町 366-1	03-3269-7621
015	板橋支店	174-0046	東京都板橋区蓮根 2-19-14	03-3966-2271
016	三崎町支店	101-0061	東京都千代田区神田三崎町 2-17-7	03-3264-5821
017	京橋支店	104-0043	東京都中央区湊 3-6-9	03-3552-9751

全店に現金自動預払機(ATM)を設置しております。設置台数 本店2台・16店舗各1台 計18台  
 (注)葛飾支店は建替えに伴い、令和2年9月23日(水)に仮店舗として立石支店内に移転いたしました。

# 営業のご案内（なかのこうは午後4時まで、窓口営業をしています）

## ローンのご案内

種 類	ご融資金額	ご融資期間	特 色	
環境配慮型ローン	10万円以上 1,500万円以内	1年以上10年以内 (各商品毎に異なります)	商品は、お使いみち別に、エコ・電化ローン、エコ・カーローン エコ・リフォームローン、エコ・アクションローンの4商品があります。	
生活実感ローン	10万円以上 300万円以内	1年以上10年以内 (各商品毎に異なります)	商品は、お使いみち別に、住まい快適ローン、カーライフローン 教育ローンの3商品があります。	
住宅ローン	〔 なかのこう 住まいのいちばん ネクストV 〕	100万円以上 10,000万円以内	2年以上35年以内	お申込者ご自身が居住することを目的とした住宅総合資金です。 土地及び住宅の購入資金、住宅の新築、リフォーム資金、他行住宅ローン 借換資金等にお使いいただけます。
	〔 ファイブステップ 〕	500万円以上 5,000万円以内	1年以上35年以内	準固定金利(5年ごとの適用金利見直し) 準固定金利型住宅ローンには、用途に応じて基本型・ペアローン・親子リ レーローンの3種類があり、お取引の内容によって金利が優遇されます。
しんくみビジネスローン	50万円以上 500万円以内	5年以内	組合員歴1年以上または預金取引1年以上の法人・個人事業主限定 運転資金、設備資金等の事業性資金です。	
フリーローン・チョイス	10万円以上 500万円以内	10年以内	お使いみちはご自由です(ただし事業性資金を除きます)。	
奨学ローン・スペシャル	10万円以上 500万円以内	15年以内	小・中・高校、専門学校、大学等への受験料・入学金・授業料のお支払い にご利用いただけます。	
カーライフローン・スペシャル	10万円以上 1,000万円以内	10年以内	お車の購入、免許取得費用、車の修理費等にご利用いただけます。 ※Web申込の方は、500万円以下になります。	
リフォームローン・ワイド・ スペシャル	100万円以上 1,000万円以内	15年以内	リフォーム関連資金全般にご利用いただけます。 ※Web申込の方は、500万円以下になります。	
カードローン・アラカルト	50万円以上 300万円以内	1年毎の自動更新	お使いみちはご自由です(ただし事業性資金を除きます)。 極度額 50・100・200・300万円の4種類です。 キャッシュカードと同じ要領でご利用になれる便利なローンです。	
バリアフリーローン	10万円以上 500万円以内	10年以内	介護・加齢対策のための増改築費用、介護機器購入及び設備費用、福祉 車両購入費用等にご利用いただけます。	
墓地・墓石・納骨堂購入と 葬儀費用専用ローン・やすらぎ	10万円以上 90万円以内	1年以上8年以内	墓地、墓石、納骨堂の購入や葬儀費用の支払いにご利用いただけます。	
商店街応援ローン・商売繁盛	10万円以上 300万円以内	運転資金1年以上5年以内 設備資金1年以上7年以内	当組合営業地域内の商店街でご商売を営まれている方、或いは1ヵ月 以内にご商売をはじめることが決定している法人または個人のお客様が 運転資金・設備資金が必要な場合にご利用いただけます。	
フリーローン・パーフェクト	10万円以上 500万円以内	6か月以上10年以内	お使いみちはご自由です(事業性資金や借換資金の申込も可能です)。	

※保証会社の審査が必要なローンがあります。

※各商品の詳しい内容は担当者にお問合わせいただくか、商品概要説明書をご覧ください。

## 預金のご案内

種 類	期間その他	お預け入れ額	特 色	
普通預金	普通預金	1円以上	いつでも自由に出し入れができる預金です。	
	普通預金(無利息型)		「無利息・要求払い・決済サービスを提供できる」という3条件を満たす 「決済用預金」で、全額保護されます。	
	定期性総合口座		「貯める・増やす・支払う・借りの」取引が1冊の通帳でできる便利な 口座です。なお、自動融資の限度額はセットした定期預金・定期積金の 残高の90%以内で、300万円までです。	
定期積金	定期積金	6ヵ月～5年	10,000円以上 1,000円単位	目標の実現や、イザというときの備えに毎月積立てていく商品です。 集金にお伺いいたします。
	総合口座定期積金		定期積金には給付補てん金が付き、貸越されている場合は貸越利息が かかります。	
定期預金	スーパー定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円未満	まとまった資金を有利に運用いただけます。
	大口定期預金	1ヵ月～5年	1,000万円以上	大型資金の運用に安全確実な上、お得な利回りをご利用いただけます。
	期日指定定期預金	最長3年	100円以上 300万円以下	個人が対象。1年複利のお得な預金です。お預け後1年経過すると1ヵ月 前のご連絡で自由に払い出しができます。
	総合口座定期預金	普通預金は 出し入れ自由	普通預金1円以上 定期預金10,000円以上	定期預金にはお利息が付き、貸越されている場合は貸越利息がかかり ます。
	すみれ定期預金	1年	1万円以上 200万円以内	当組合で国民年金・厚生年金・共済年金をお受け取りの方、新規裁定 手続きで当組合に年金受取口座を指定された方に限り優遇金利で定期 預金をお作りいただけます。
財形預金	財形年金預金	積立期間5年以上	1,000円以上	将来の年金資金づくりの預金です。財形住宅預金と合算で、元金550万 円までお利息非課税の特典があります。
	財形住宅預金	積立期間5年以上		住宅取得のための資金づくりの預金です。財形年金預金と合算で、元 金550万円までお利息非課税の特典があります。
	一般財形預金	積立期間3年以上		貯蓄目的は自由です。課税対象になりますが、給与・ボーナスから天引 きで積立てる預金で、お勤めの方の財産づくりに最適です。

## サービスのご案内

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
内国為替	当組合作を窓口として、全国の金融機関へ正確・迅速に「振込」「代金取立」をします。
定額自動送金サービス	 一度のご依頼で、毎月ご指定の日に一定の金額を、自動でご指定の口座へお振込いたします。
給与振込サービス	 従業員さまに支給する「給与・賞与」をご指定の口座にお振込いたします。
公金・公共料金等収納	 国・都・区などの公金収納、電気・ガス・水道・電話・NHKなどの公共料金の取扱いをしております。
自動支払サービス	電気・ガス・水道・電話・NHKなど各種公共料金、税金および各種クレジット利用代金の決済などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするサービスです。
ATMサービス	当組合のATMでは、次のサービスがご利用できます(硬貨はご利用できません)。 ①お引き出し ②お預け入れ ③残高照会 ④お振込(キャッシュカードによるお振込に限ります) ⑤通帳記帳 ⑥暗証番号のご変更 ⑦通帳繰越(当組合発行の通帳に限ります)
カードローンサービス	 当組合発行のカードローンのお借入・ご返済(随時返済)がご利用いただけます。提携金融機関のATMでもご利用できます。
キャッシングサービス	 各種クレジットカードのキャッシングがご利用いただけます。ご利用可能なクレジットカードにつきましては、当組合窓口までお問い合わせください。
しんくみ相互記帳サービス	 当組合および全国の提携信用組合が発行する通帳は、当組合または提携信用組合のATMでご記帳いただけます。但し、通帳繰越は発行信用組合でのATMに限ります。
キャッシュカードサービス	 当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関のATMでもご利用いただけます。残高照会、お引き出し、お振込(一部を除きます)。また、ローソン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
セブン銀行提携サービス	当組合の個人用キャッシュカードは、セブン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。セブン銀行ATMでの取扱手数料は、所定時間内 <b>無料</b> です。
ゆうちょ銀行提携サービス	当組合の個人用キャッシュカードは、ゆうちょ銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し)。
イオン銀行提携サービス	当組合の個人用キャッシュカードは、イオン銀行ATMでもご利用いただけます(残高照会、お預け入れ、お引き出し、お振込)。
ビューカード提携サービス	当組合の個人用キャッシュカードは、JR東日本の駅にある「VIEW ALTTTE」のATMでもご利用いただけます(残高照会、お引き出し)。
しんくみお得ねっとサービス	 当組合の個人用キャッシュカードは、全国にある提携信用組合のATMで手数料無料でお引き出しができます(所定時間内に限り無料です)。
入金ネットサービス	 当組合の個人用キャッシュカードは、全国の提携金融機関(第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫)のATMで、お預け入れができます。
デビットカードサービス	 当組合のキャッシュカードは、J-Debit(デビット)カードとしてご利用頂けます。J-Debitカードとは、お買物などの代金の支払いをキャッシュカードでご利用いただけるサービスです。代金はその場で決済されます。
インターネット口座振替受付サービス(Web口振)	公共料金や携帯電話・クレジットカード利用料等のお支払方法として「口座振替」を希望する際に、収納企業等のホームページから「口座振替契約」が締結できます。ご利用には当組合の個人用キャッシュカードが必要です。
ペイジー(Pay-easy)口座振替受付サービス	 当組合が提携する収納企業等の店頭などで当組合のキャッシュカードを讀込み、暗証番号を押下することで「口座振替契約」を締結することができます。個人用に限ります。



種 類	サ ー ビ ス の 内 容
インターネットバンキング (I B) サービス	「個人用」と「法人・個人事業主用」があります。法人用では「総合振込」「給与・賞与振込」もご利用頂けます。「ワンタイムパスワード」をはじめ、セキュリティ対策を行っております。ご利用には書面でのお申込みが必要です。
ペイジー (Pay-easy) 税金・各種料金払込みサービス	 インターネットバンキングをご利用のお客様は、ペイジーによる、税金・各種料金の払込み・お支払いが簡単にできます。
でんさいネットサービス	手形に代わる新しい資金決済サービスです。電子記録債権の発生記録請求をはじめとする各種取引が可能となります。ご利用には別途書面でのお申込が必要で、書面方式とインターネット方式があります。割引もご利用いただけます。
フィンテック関連	 金融とテクノロジーが一体となった新しいサービスです。
A P I 連携サービス	当組合のインターネットバンキング【法人・個人向け共に】をご利用されているお客様が、フィンテック業者が提供する会計ソフトや家計簿ソフト等と連携させることにより、取引履歴データや残高などを反映させることができます。
口座管理アプリ	 「しんくみアプリ with CRECO」というアプリをインストールすると、口座残高や入出金明細がご確認できます。また、クレジットカードの利用履歴や「モバイルSuica」「楽天Edy」などの利用履歴(入金を除く)も分かります。ご利用には個人用インターネットバンキングのお申込みが必要です。
口座開設アプリ	 「口座開設アプリ」は、当組合に来店することなく運転免許証のみで口座開設依頼ができるアプリです。作成された口座は、無通帳・無届出印によりご利用いただけます。残高等は個人用インターネットバンキングや「口座管理アプリ(CRECO)」によりご確認頂けます。
Bank Pay	 「Bank Pay」アプリをスマートフォンにインストールし、当組合の口座を登録して利用します。使い方は、店頭にあるQRコードを読み取ることにより、登録口座から即時にお支払いが完了する決済サービスです。ご利用には当組合の個人用キャッシュカードが必要です。
年金の自動受取サービス	 国民年金、厚生年金、共済年金など各種年金を安全・確実にお受取りいただけます。当組合で年金をお受取りの方はお誕生日プレゼントをお届けしています。また、金利が優遇された定期預金などの優遇商品がご利用いただけます。
貸金庫・自動貸金庫	お客様の大切な書類、貴重品などの財産を火災・盗難などからお守りいたします。
株式の払込み	会社設立や増資する場合の株式払込金の受け入れ委託事務のお取り扱いをしております。
火災保険	「しんくみ安心マイホーム」(個人用火災総合保険)をお取扱いしております。充実した補償内容が魅力です。
経営相談会	 取引先企業の支援・再生に向け、中小企業診断士をアドバイザーとした無料経営相談会を開催しております。
年金相談会	 当組合では、定期的に年金相談会を実施しており、年金の専門知識を有する当組合職員がご相談に応じております。また、ご連絡いただければ相談会以外の日でもご自宅まで訪問いたします。当組合で年金受給して頂くための裁定・変更手続きもお手伝いさせていただきます。
取次サービス	「しんくみ共済・グループ保険」「しんくみ経営者年金」「中退共」「建退共」「小規模企業共済」「経営セーフティ共済」の取次を行っております。

※詳しくは当組合ホームページをご覧ください。窓口または担当者までお問い合わせください。



## 手数料のご案内

振込手数料	振込先	振込額	窓 口		ATM	
			組合員	組合員外	組合員	組合員外
他行あて (電信扱・文書扱)		5万円以上	550円	770円	440円	660円
		1万円以上5万円未満	440円	550円	330円	440円
		1万円未満	330円	440円	220円	330円
当組合あて (電信扱・文書扱)		5万円以上	220円	330円	110円	220円
		5万円未満	110円	220円	55円	110円

○ 視覚障がい者等の方の振込手数料は下記の通りです。

振込手数料	振込先	振込額	窓 口	
			組合員	組合員外
他行あて (電信扱・文書扱)		5万円以上	440円	660円
		1万円以上5万円未満	330円	440円
		1万円未満	220円	330円
当組合あて (電信扱・文書扱)		5万円以上	無 料	無 料
		5万円未満	無 料	無 料

※金額には10%の消費税が含まれています。

※ご不明な点は、窓口または担当者までお問い合わせください。

取束手数料	至急扱い	880円
	普通扱い	660円

発行手数料	発行枚数	金額
小切手帳	1冊50枚	440円
約束手形帳	1冊25枚	275円
為替手形帳	1冊25枚	440円
マル専用約束手形	1枚	440円
自己宛小切手	1枚	550円
残高証明書	1通	220円
取引履歴(取引明細)	1口座1ヶ月分につき	110円
融資証明書	1枚	1,100円
利息支払証明書	1枚	220円
グルメ会カード	1枚	330円
両替機専用カード	1枚	1,100円

その他手数料	項目	金額
	送金・振込の組戻料	660円
	取束手形組戻料	660円
	不渡手形返却料	660円
	取束手形店頭呈示料	660円
	給与振込手数料(仕向)自店内	無 料
	給与振込手数料(仕向)他行宛	440円

再発行手数料	金額
預金積金証書・通帳	550円
出資証券	550円
当座預金照合表	550円
キャッシュカード	550円
ローンカード	550円
両替機専用カード	550円

※給与振込手数料(仕向)他行宛の手数料は当組合に「給与振込に関する契約書」をご提出いただいたお客様に対し適用されます。

融資関係 手数料	項目	金額		
		1件につき	金額	
割引手形関係手数料	手形信用調査料	1件につき	220円	
	手形取束手数料	東京交換 地方交換	1件につき 880円	
一般ローン・住宅ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内 23区外	1件につき 33,000円 55,000円	
	変更設定(極額・順位・追加担保・債務者等)		1件につき 11,000円	
	抹消	全部・一部 取引同行立会(上記にプラス)	1件につき 1,100円 11,000円	
	収益物件向け (アパート等取得)ローン 不動産担保取扱手数料	新規設定 (譲受を含む)	23区内 23区外	1件につき 55,000円 77,000円
	変更設定(極額・順位・追加担保・債務者等)		1件につき 11,000円	
	抹消	全部・一部 取引同行立会(上記にプラス)	1件につき 1,100円 11,000円	
条件変更手数料		1件につき	5,500円	
繰上返済手数料	一部繰上返済	1回につき	3,300円	平成28年9月末迄の実行分
		1回につき	5,500円	平成28年10月以降の実行分
	全額繰上返済	貸付後3年以内	3,300円	平成28年9月末迄の実行分
		貸付後3年超5年以内	22,000円	平成28年10月以降の実行分
		貸付後5年超	11,000円	
	全額繰上返済 (他金融機関での 借換による 場合及びそれ に準ずるもの)	貸付後3年以内	5,500円	平成28年9月末迄の実行分
貸付後3年超5年以内		借入残高×1.5%+消費税		
貸付後5年超		借入残高×1.0%+消費税		
		借入残高×0.5%+消費税	平成28年10月以降の実行分	

※不動産担保取扱手数料の「23区内」「23区外」とは、当該担保物件の所在地のことです。

※不動産担保取扱手数料で「収益物件向けローン」とは、不動産賃貸を目的とした賃貸アパート・賃貸マンション・賃貸ビルなどの取得資金に対するご融資のことを言います。

※不動産担保取扱手数料で、担保建物が住居(自宅)兼用収益物件の場合は、「一般ローン・住宅ローン」の手数料とします。

※繰り上げ返済手数料は、信用保証協会や保証会社の保証付融資については、平成28年10月以降の実行分から除外します。

※繰上返済の出来る日は、原則として毎月の約定日とします。また繰上返済ご希望日の7営業日前までに、当組合所定の書式でお取扱店舗にあらかじめお申し出ください。

※全額繰上返済における他金融機関での借換による場合及びそれに準ずるものとは、当初借入時の資金用途・返済期間・条件等に大幅な乖離があったものを指します。

※金額には10%の消費税が含まれています。

※ご不明な点は、窓口または担当者までお問合せください。

◎当組合ATMは365日ご利用いただけます。

両替手数料	枚数	取扱い		窓 口 / 両替機	
	1枚～200枚	1回目	無料		110円
2回目以降		110円		110円	
300枚まで	110円				
500枚まで	220円				
1000枚まで	330円				
1001枚～	500枚ごとに220円加算				

ATM利用料	他行カード	当組合キャッシュカード		無 料
		平日	8:30～18:00	110円
		18:00～20:00	220円	
	土曜日	9:00～14:00	110円	
		14:00～18:00	220円	
	日曜日 祝日 12月31日～1月3日	9:00～18:00	220円	

※金額には10%の消費税が含まれています。  
※ご不明な点は、窓口または担当者までお問い合わせください。

株式等払込手数料	5,000万円未満	3/1000×1.08
	5,000万円以上1億円未満	2/1000×1.08

◎当組合カードのセブン銀行ATMご利用のご案内

	利用可能時間	うち手数料無料時間
平日	8:00～21:00	8:45～18:00
土曜日	8:00～21:00	9:00～14:00
日曜日	8:00～21:00	

※上記の手数料無料時間以外でご利用の場合は110円の手数料がかかります。  
祝日、12月31日～1月3日も同様に110円の手数料がかかります。

お取引項目	ご利用種別	単位	ご利用方法	
			インターネット利用	窓口受付 (営業担当者受付含む)
基本手数料		月額	1,100円	
発生記録(債務者請求方式)		1件	330円	550円(※1)
発生記録(債権者請求方式)		1件	330円	550円(※1)
譲渡記録		1件	220円	440円(※1)
分割譲渡記録		1件	330円	550円(※1)
変更記録		1件	220円	220円(※1)
保証記録		1件	330円	550円(※1)
支払等記録		1件	330円	550円(※1)
開示請求		1件	無 料	550円(※1)
各種記録の取消・承認・否認		1件	無 料	無 料
特殊な変更記録(※2)		1件	2,200円	
特殊な開示請求(※2)		1件	3,300円	
残高証明書発行(※2)		1件	3,850円	
支払不能情報照会(※2)		1件	2,750円	
口座間送金決済中止		1件	550円	
口座間送金決済入金時		1件	110円	
書面請求事務代行手数料		1件	220円	

※1) 別途「書面請求事務代行手数料」をいただきます。※2) 所定の書面で請求等を行う場合。

### ○インターネットバンキング取扱い手数料

法人	ビジネスネットバンキング契約手数料		0円		
	月額利用料	基本機能のみ		1,100円	
		基本機能+データ伝送機能	2,200円		
個人	パーソナルネットバンキング契約手数料		0円		
	月額利用料	基本機能のみ			
資金移動	振込	当組合 同一店内	5万円以上	0円	
			5万円未満		
		当組合 本支店間	5万円以上	110円	
			5万円未満		
		他行宛	5万円以上	440円	
			5万円未満	330円	
	振替	当組合 同一店内	5万円以上	0円	
			5万円未満		
	データ伝送 (法人)	給与・賞与振込	当組合同一店内	5万円以上	0円
				5万円未満	
当組合本支店間			5万円以上	110円	
		5万円未満			
総合振込		当組合同一店内	5万円以上	440円	
			5万円未満		
	当組合本支店間	5万円以上	330円		
5万円未満					

\*「振替」とは、同一名義人間の資金のやり取りのことをいい、インターネットバンキング上、同一支店内のみに限定します。  
同一名義人であっても、本支店間をまたがる資金移動は「振込」として扱います。

## プレゼントコーナー

◇今回のプレゼントはたち吉の「白磁さらさ 銘々皿(5枚)」をご用意いたしました。  
抽選で20名様にプレゼントいたします。奮ってご応募ください。  
ご希望の方は、ハガキに住所・氏名・電話番号・最寄の当組合支店名をご記入の上、  
下記住所あてお送りください。(令和3年9月30日締切)

\*宛先 〒130-0005 墨田区東駒形4-5-4  
中ノ郷信用組合 総務部総務課 プレゼント係

抽選結果は発送をもって替えさせていただきます。  
(発送は令和3年10月末を予定しております)  
なお、当組合に対するご意見、ご質問等がございましたら、ハガキにご記入願います。

### ◇プレゼントコーナー当選者

令和2年7月発行のディスクロージャー誌「プレゼントコーナー」当選者20名様に、  
たち吉の「うず潮 小鉢5個」をお送りいたしました。



「白磁さらさ 銘々皿(5枚)」

### ◆お客様相談コーナーを設置しております

お客様からのご意見、ご要望にお応えするため、各営業店に「お客様相談コーナー」を設け、当組合のホームページからもご意見・お問い合わせを受け付けております。ご相談、ご質問、ご要望等がございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。

本ディスクロージャー誌の文章・写真等の無断使用、転載を禁止します。

—宇宙・夢・無限—



～みんなの街のみんなの組合～

**中ノ郷信用組合**

URL : <https://www.nakanogou.shinkumi.co.jp/>



エコアクション21  
認証番号 0007649



中ノ郷信用組合は環境省「21世紀金融行動原則」の署名機関です

発行 令和3年7月